第３次岬町男女共同参画プラン

令和５年３月

岬町

目　次

第１章　計画の策定にあたって 1

１　男女共同参画社会とは 2

２　岬町男女共同参画推進条例がめざすこと 2

３　世界・国・大阪府の動き 3

４　計画の位置付け 6

５　計画の期間 7

第２章　男女共同参画を取り巻く現状 8

１　統計データからみえる岬町の現状 9

２　アンケート調査からみえる岬町の現状 12

３　計画策定にあたっての課題 38

第３章　計画の基本的な考え方 42

１　基本理念 43

２　プランの目的とめざす姿 43

３　基本的施策 44

４　体系図 46

第４章　施策の展開 47

１　多様性及びジェンダー平等の浸透 48

２　政策・方針決定過程への男女共同参画の推進（女性活躍推進計画） 51

３　だれもが共に能力を発揮できる就業環境づくり（女性活躍推進計画） 52

４　ワーク・ライフ・バランスの推進（女性活躍推進計画） 53

５　多様な選択を可能にする教育・学習の充実 55

６　持続可能な地域づくりに向けた男女共同参画の推進 57

７　パートナー間のあらゆる暴力の根絶（ＤＶ防止基本計画） 50

８　生涯を通じた男女の健康づくり支援 59

第５章　推進体制 62

１　男女共同参画推進条例に基づく施策の推進 63

２　岬町男女共同参画推進本部 64

３　岬町男女共同参画審議会 64

４　町民、事業所、グループ、団体等との連携・協力 64

５　国・大阪府・他市町村との連携 64

６　計画の進行管理と評価 65

資料編 66

１　用語解説 67

２　岬町男女共同参画推進懇話会設置要綱 71

３　男女共同参画に関する年表 72

４　岬町男女共同参画推進条例 79

５　岬町男女共同参画推進条例施行規則 85

６　男女共同参画社会基本法 86

７　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 89



第１章　　　　計画の策定にあたって

１　男女共同参画社会とは

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（第２条第１号）と定義しています。

２　岬町男女共同参画推進条例がめざすこと

平成25（2013）年４月、岬町においては「岬町男女共同参画推進条例」を施行しました。その中では、６つの基本理念を掲げ、町と町民等の協働で、だれもがその個性と能力を十分に発揮できる真に豊かなまちづくりに取り組むことを規定しています。

岬町男女共同参画推進条例に示す６つの基本理念

**基本理念（第３条）**

⑴　男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的又は間接的に性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

⑵　性別による固定的な役割分担等に基づく制度又は慣行が改善され、男女が社会における活動に制限を受けることなく参画し、多様な生き方が自由に選択できること。

⑶　町における政策又は事業者その他民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が平等に参画する機会が確保されること。

⑷　家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、ともに家事、育児、介護等の家庭生活における活動を協力して担うとともに、職場、学校、地域その他の社会生活における活動に参画し、両立できること。

⑸　男女がお互いに身体的な特徴について理解を深め、健康の保持を図り、生涯にわたる性と生殖に関する事項について、自らが決定する権利が尊重されること。

⑹　男女間におけるあらゆる暴力は人権の侵害にあたることから、あらゆる暴力が根絶されること。

３　世界・国・大阪府の動き

（１）国際的な動き

世界では、国際連合が提唱した昭和50（1975）年の国際婦人年に開催された国際婦人年世界会議（メキシコ会議）における「世界行動計画」の採択をはじめ、昭和51（1976）年から始まる「国連婦人の10年」に続く様々な取り組みが行われてきました。

昭和54（1979）年には、国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を採択し、日本も昭和60（1985）年に批准しました。

平成７（1995）年に開かれた第４回世界女性会議では「北京宣言及び行動綱領」を採択、12の重大問題領域を設定し、平成12（2000）年の国連特別総会（女性2000年会議）、平成27（2015）年の第59回国連婦人の地位委員会においては、これまでの取り組み状況に関するレビュー、広報・啓発等の活動を行っています。

また、平成27（2015）年には、国連持続可能な開発サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、17のゴール（目標）と169のターゲットから成る「持続可能な開発目標（SDGｓ）」（以下「SDGｓ」という。）が掲げられました。

「SDGｓ」は、環境・経済・社会に関わる幅広いゴール、ターゲットを設定していますが、17のゴールの中には、「ゴール５　ジェンダー平等を実現しよう」等、本計画に関係が深いゴールが盛り込まれています。

（２）国の動き

国においては、平成11（1999）年６月に、「男女共同参画社会基本法」が制定され、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が、我が国の社会を決定する最重要課題として位置づけられました。

平成22（2010）年に策定された「第３次男女共同参画基本計画」においては、「女性の活躍による経済社会の活性化」、「様々な困難な状況に置かれている人々への対応」、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」等の視点が強調され、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）をはじめとする様々な取り組みが進められてきました。

平成23（2011）年３月に発生した東日本大震災においては、避難所運営などにおいて女性のニーズへの配慮や意思決定過程への女性の参画が十分でなかったこと、防災分野や地域・社会全体で男女共同参画が十分に進んでいないことなど、防災分野における男女共同参画の推進について更に取り組みを進める必要性が明らかとなり、「防災基本計画」の修正、「災害対策基本法」の改正、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」の作成などの取り組みが進められてきました。

平成24（2012）年には、女性の活躍における経済活性化を推進する関係閣僚会議において、「「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画～働く「なでしこ」大作戦～」が策定されました。

平成27（2015）年には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務づける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」が成立し、職業生活における女性の活躍を進めるとともに、職業生活と家庭生活の円滑かつ継続的な両立をめざした取り組みが進められてきました。そして令和元（2019）年、女性活躍推進法等の一部改正により、ハラスメントの防止等、取り組みが強化されました。

また、政治分野においては、平成30（2018）年に政治分野における男女共同参画推進法が議員立法で成立し、基本原則として議会議員の選挙において男女の候補者の数ができる限り均等となることをめざし、各主体における取り組みが始まったところです。

そして、リベンジポルノが若年層を中心に社会問題化しており、平成26（2014）年11月に、リベンジポルノに罰則を設ける「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ法）」が成立しました。

こうした中、平成27（2015）年12月に「第４次男女共同参画基本計画」が策定され、女性活躍推進法を踏まえ、長時間労働等を背景とした男女の仕事と生活を取り巻く状況、いわゆるМ字カーブ問題や働き方の二極化、女性のライフスタイルや世帯構成の変化への対応等、様々な側面からの課題に対する施策が展開されています。

さらに、令和２（2020）年７月には「第５次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え⽅（素案）」が示され、同年12月に「第５次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が策定され、めざすべき社会として、「①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会」、「②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」、「③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会」、「④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会」が示され、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法がめざす男女共同参画社会の形成の促進を図っていくとされています。

（３）大阪府の動き

昭和56（1981）年に「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」を、昭和61（1986）年に「女性の地位向上のための大阪府第２期行動計画 ー21世紀をめざす大阪府女性プラン」を、平成３（1991）年に「男女協働社会の実現をめざす大阪府第３期行動計画 ー女と男のジャンプ･プラン」を、さらに平成９（1997）年には、北京行動綱領等を踏まえ、「新 女と男のジャンプ･プラン」を策定して施策の推進に取り組んできました。

平成10（1998）年には、大阪府附属機関条例に基づく「大阪府男女協働社会づくり審議会」（平成14（2002）年４月｢大阪府男女共同参画審議会｣に改称）を設置し、男女共同参画をめぐる様々な課題に的確に対応していくために、平成13（2001）年７月、男女共同参画社会基本法に基づき、平成22（2010）年度を目標年度とした「おおさか男女共同参画プラン（大阪府男女共同参画計画）」（平成18（2006）年改訂）を策定するとともに、平成14（2002）年４月に府民や事業者とともに男女共同参画社会の実現をめざす指針となる「大阪府男女共同参画推進条例」を施行しました。そして、平成23（2011）年度に「おおさか男女共同参画プラン（2011－2015）」を、平成28（2016）年度には「おおさか男女共同参画プラン（2016－2020）」を、令和３（2021）年度には「おおさか男女共同参画プラン（2021－2025）」を策定し、当該プランに基づき大阪府における男女共同参画施策を総合的、計画的に進めています。

（４）本町の動き

本町においては、男女共同参画社会基本法の制定を受け、平成15（2003）年に策定した「岬町男女共同参画プラン」により、様々な施策を推進してきました。

その後、社会のあらゆる分野において性別による固定的役割分担や社会慣行は依然として根強く残っており、仕事と家庭の両立、女性に対する暴力の防止など男女共同参画社会の実現のためには、なお一層の努力が必要とされていることから、岬町男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）を平成25（2013）年４月１日から施行しました。条例では、町、町民、事業者など町を支えるすべての人々が一体となって男女共同参画社会の形成に積極的に取り組むことを決意し、条例第10条では、「町長は、推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、岬町男女共同参画プランを定めなければならない。」と定めており、計画に基づいた様々な取り組みを行うこととし、「第２次岬町男女共同参画プラン」（以下「前計画」という。）を策定しました。

前計画の計画期間の満了にあたり、これまでの取組を継承しつつ、社会情勢の変化等による新たな課題に対応するため、「第３次岬町男女共同参画プラン」（以下「本計画」という。）を策定しました。

４　計画の位置付け

①　男女共同参画社会基本法第14条第３項及び条例第12条に規定する男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。

②　国の第５次男女共同参画基本計画及びおおさか男女共同参画プラン（2021－2025）、大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2022－2026）との整合を図り、第５次岬町総合計画をはじめとした関連計画との調和を持たせた計画です。

③　女性活躍推進法第６条第２項に規定する岬町女性活躍推進計画を包含する計画です。

④　ＤＶ防止法第２条の３第３項に規定する岬町ＤＶ防止計画を包含する計画です。

岬　町

●地域福祉計画

●高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画

●障害者計画・障害福祉計画

●みさき子どもとおとなも輝くプラン

●健康増進計画・食育推進計画

　　　　　　　　　　　　　　等の関連計画

第３次岬町男女共同参画プラン

●岬町女性活躍推進計画  
●岬町ＤＶ防止計画

整合・連携

【 府 】

整合

【 国 】

●第５次男女共同  
参画基本計画

●男女共同参画

社会基本法

●女性活躍推進法

●ＤＶ防止法

【 法律 】

整合

●おおさか男女共同参画プラン（2021－2025）

●大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2022-2026)

第５次岬町総合計画

各種事業

岬町男女共同参画推進条例

整合

整合

５　計画の期間

計画期間は令和５（2023）年度から令和14（2032）年度までの10年間とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて見直しが必要な場合は、柔軟に対応します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和５  (2023)  年度 | 令和６  (2024)  年度 | 令和７  (2025)  年度 | 令和８  (2026)  年度 | 令和９  (2027)  年度 | | 令和10  (2028)  年度 | 令和11  (2029)  年度 | | | 令和12  (2030)  年度 | | 令和13  (2031)  年度 | 令和14  (2032)  年度 |
| 岬町 | 第３次岬町男女共同参画プラン | | | | | | | | | | | | | |
| 大阪府 | おおさか男女共同参画プラン  （2021－2025） | | |  | |  |  | |  |  | |  | |  |
| 国 | 第５次男女共同  参画基本計画 | | |  | |  |  | |  |  | |  | |  |



第２章　　　　男女共同参画を取り巻く現状

１　統計データからみえる岬町の現状

（１）総人口及び年齢３区分別人口の推移

本町の人口推移をみると、総人口は年々減少し、令和２年で14,543人となっています。また、年齢３区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。

図－１　総人口及び年齢３区分別人口の推移（岬町）



資料：総務省「国勢調査」

（２）年齢別就業率の推移

令和２年の女性の年齢別就業率を５年前と比較してみると、20歳から59歳の年代で就業率は減少しており、一方で60歳以上の年代では増加しています。

図－２　女性の年齢別就業率の推移（岬町）（平成27年・令和２年）

資料：総務省「国勢調査」（平成27年・令和２年）

令和２年の女性の就業率を全国・大阪府と比較すると、25歳から59歳の年代で大阪府よりも高くなっていますが、20歳以上の全年齢で全国より低くなっています。

図－３　女性の年齢別就業率（全国・大阪府・岬町別）（令和２年）

資料：総務省「国勢調査」（令和２年）

女性の既婚・未婚別の年齢別就業率をみると、既婚者の就業率が未婚者より下回る傾向にあり、特に25歳から39歳の年代で既婚者の就業率が未婚者より20ポイントほど低くなっています。

図－４　女性の年齢別就業率の推移（未婚・既婚別）（令和２年）

資料：総務省「国勢調査」（令和２年）

男女別の雇用の形態の状況をみると、全国・大阪府と同様に男性で正規の職員・従業員の割合が、女性でパート・アルバイト・その他の割合が高くなっています。

図－５　雇用の形態

【男性】　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　【女性】



資料：総務省「国勢調査」（令和２年）

２　アンケート調査からみえる岬町の現状

（１）調査の概要

　　　①　調査の目的

「第３次男女共同参画プラン」の策定の基礎資料として、調査を実施するものです。

　　　②　調査対象

　　　　岬町在住の20歳以上の方を無作為抽出

　　　③　調査期間

　　　　令和４年４月28日から令和４年５月17日

　　　④　調査方法

　　　　郵送による配布・回収

　　　⑤　回収結果

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 配布数 | 有効回答数 | 有効回答率 |
| 1,500通 | 440通 | 29.3％ |

　　※アンケートの詳しい結果については、別冊「岬町男女共同参画社会実現に向けての町民意識調査結果報告書」をご覧ください。

（２）主な調査結果　

## ①　性別役割分担意識について

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった性別に基づく固定的な役割分担意識について、岬町調査では「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と肯定する方が女性で22.8％、男性で35.1％となっています。国調査と比べると、女性、男性ともに肯定する割合は少なく、前回アンケート（平成24年）と比べても女性、男性ともに肯定する割合は減少しています。

図－６　性別役割分担意識について



資料：内閣府「男女共同参画白書（令和３年版）」※調査対象：満18歳以上

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　岬町「男女共同参加社会実現に向けての町民意識調査」（令和４年）

　　　【参考】岬町「男女共同参画社会実現に向けての町民意識調査」（平成24年）



## ②　子どもの育ちについての考え方

「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしくしつけたほうがよい」という考え方について、岬町調査では「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と肯定する方が女性で31.3％、男性で52.0％となっています。前回アンケート（平成24年）と比べると女性、男性ともに肯定する割合は減少しています。

図－７　子どもの育ちについての考え方



資料：岬町「男女共同参加社会実現に向けての町民意識調査」（令和４年）

【参考】岬町「男女共同参画社会実現に向けての町民意識調査」（平成24年）



## ③　社会のさまざまな場における平等感

## ア　家庭生活

家庭生活での平等感について、岬町調査では「男性が優遇されている」、「どちらかといえば男性が優遇されている」と回答する方が女性で54.3％、男性で41.3％となっています。大阪府調査と比べると、本町では、男性で、“男性が優遇されている”の割合が多くなっています。前回アンケート（平成24年）と比べると女性で“男性が優遇されている”の割合が減少しています。

図－８　社会のさまざまな場における平等感（家庭生活）



資料：大阪府「男女共同参画社会に関する府民意識調査」（令和元年度）※対象：満18歳以上

　　　　　　　　　　　　　　　岬町「男女共同参加社会実現に向けての町民意識調査」（令和４年）

【参考】岬町「男女共同参画社会実現に向けての町民意識調査」（平成24年）



## イ　職場

職場での平等感について、岬町調査では「男性が優遇されている」、「どちらかといえば男性が優遇されている」と回答する方が女性で58.1％、男性で47.9％となっています。大阪府調査と比べると、女性、男性ともに“男性が優遇されている”の割合はほぼ同じとなっています。前回アンケート（平成24年）と比べると女性、男性ともに“男性が優遇されている”の割合が減少しています。

図－９　社会のさまざまな場における平等感（職場）



資料：大阪府「男女共同参画社会に関する府民意識調査」（令和元年度）対象：満18歳以上

岬町「男女共同参加社会実現に向けての町民意識調査」（令和４年）

【参考】岬町「男女共同参画社会実現に向けての町民意識調査」（平成24年）



## ウ　自治会やＰＴＡなどの地域活動の場

自治会やＰＴＡなどの地域活動の場での平等感について、岬町調査では「男性が優遇されている」、「どちらかといえば男性が優遇されている」と回答する方が女性で41.5％、男性で27.9％となっています。大阪府調査と比べると、女性、男性ともに“男性が優遇されている”の割合はほぼ同じとなっています。

図－10　社会のさまざまな場における平等感（自治会やＰＴＡなどの地域活動の場）



資料：大阪府「男女共同参画社会に関する府民意識調査」（令和元年度）対象：満18歳以上

　　　　　　　　　　　　　　　岬町「男女共同参加社会実現に向けての町民意識調査」（令和４年）

## エ　社会全体

社会全体での平等感について、岬町調査では「男性が優遇されている」、「どちらかといえば男性が優遇されている」と回答する方が女性で67.8％、男性で53.6％となっています。大阪府調査と比べると、女性で、“男性が優遇されている”の割合は少なくなっていますが、「平等である」、“女性が優遇されている”の割合も少なくなっています。前回アンケート（平成24年）と比べると女性、男性ともに“男性が優遇されている”の割合に変化はありません。

図－11　社会のさまざまな場における平等感（社会全体）



　　　　　　　　　　　資料：大阪府「男女共同参画社会に関する府民意識調査」（令和元年度）対象：満18歳以上

　　　　　　　　　　　　　　　岬町「男女共同参加社会実現に向けての町民意識調査」（令和４年）

【参考】岬町「男女共同参画社会実現に向けての町民意識調査」（平成24年）



## ④　職場における性別の差

## ア　募集・採用

募集・採用における性別の差について、岬町調査では女性、男性ともに「女性の方が優遇されている」よりも「男性の方が優遇されている」割合が多くなっています。大阪府調査と比べると、男性で「男性が優遇されている」の割合が少なく、女性、男性ともに「平等である」の割合が多くなっています。

図－12　職場における性別の差（募集・採用）



資料：大阪府「男女共同参画社会に関する府民意識調査」（令和元年度）対象：満18歳以上

　　　　　　　　　　　　　　　岬町「男女共同参加社会実現に向けての町民意識調査」（令和４年）

## イ　賃金

賃金における性別の差について、岬町調査では女性、男性ともに「女性の方が優遇されている」回答はなく、「男性の方が優遇されている」割合が多くなっています。大阪府調査と比べると、女性で「平等である」の割合が多く、「男性が優遇されている」の割合が少なくなっています。

図－13　職場における性別の差（賃金）



資料：大阪府「男女共同参画社会に関する府民意識調査」（令和元年度）対象：満18歳以上

　　　　　　　　　　　　　　　岬町「男女共同参加社会実現に向けての町民意識調査」（令和４年）

## ウ　仕事の内容

仕事の内容における性別の差について、岬町調査では女性、男性ともに「女性の方が優遇されている」よりも「男性の方が優遇されている」割合が多くなっています。大阪府調査と比べると、女性、男性ともに「平等である」の割合が多く、「男性の方が優遇されている」の割合が少なくなっています。

図－14　職場における性別の差（仕事の内容）



資料：大阪府「男女共同参画社会に関する府民意識調査」（令和元年度）対象：満18歳以上

　　　　　　　　　　　　　　　岬町「男女共同参加社会実現に向けての町民意識調査」（令和４年）

## ⑤　ワーク・ライフ・バランスの現実と希望について

ワーク・ライフ・バランスの現実と希望について、希望としては女性、男性ともに仕事も家庭生活も個人生活もともに優先したい割合が多くなっていますが、現実としては仕事か家庭生活のどちらかを優先している割合が多く、現実と理想の差が大きくなっています。前回アンケート（平成24年）と比べると現実としては、女性、男性ともに仕事か家庭生活のどちらかを優先している割合に変化はありません。

図－15　ワーク・ライフ・バランスの現実と希望について





　　　 　　　　　　資料：岬町「男女共同参加社会実現に向けての町民意識調査」（令和４年）

【参考】岬町「男女共同参画社会実現に向けての町民意識調査」（平成24年）





## ⑥　地域活動への参加状況

地域活動への参加状況では、「これまで参加したことがある」の割合が男性（46.9％）に比べて女性（58.9％）は10ポイント以上多くなっています。前回アンケート（平成24年）と比べると女性、男性ともに「これまで参加したことがある」の割合が増加しています。

図－16　地域活動への参加状況



資料：岬町「男女共同参加社会実現に向けての町民意識調査」（令和４年）

【参考】岬町「男女共同参画社会実現に向けての町民意識調査」（平成24年）



## ⑦　小中学校で進めてほしい男女平等の取組（複数回答）

小中学校で進めてほしい男女平等の取組について、女性、男性ともに「進路指導は性別によってかたよることなく行い、個人の能力、個性、希望を大事にする」が最も多く、「家庭科教育などにおいて、男女が平等に家庭の責任を果たすことの大切さを教える」、「男女平等の意識を育てる授業をする」の割合が多くなっています。

一方で、「家庭科教育などにおいて、男女が平等に家庭の責任を果たすことの大切さを教える」の割合は男女での差が大きく、女性の割合が男性の割合よりも10ポイント以上多くなっています。前回アンケート（平成24年）と比べると女性、男性ともに「男女平等の意識を育てる授業をする」の割合が増加しています。

図－17　小中学校で進めてほしい男女平等の取組（複数回答）



資料：岬町「男女共同参加社会実現に向けての町民意識調査」（令和４年）

【参考】岬町「男女共同参画社会実現に向けての町民意識調査」（平成24年）（複数回答）



## ⑧　ＤＶ被害の経験

## ア　大声でどなられる

ＤＶ被害の経験のうち、「大声でどなられる」を受けたことのある女性の割合が45.9％となっています。前回アンケート（平成24年）と比べると「大声でどなられる」を受けたことのある女性の割合が増えていますが、「まったくない」と回答される割合も増えています。

図－18　ＤＶ被害の経験（大声でどなられる）



資料：岬町「男女共同参加社会実現に向けての町民意識調査」（令和４年）

【参考】岬町「男女共同参画社会実現に向けての町民意識調査」（平成24年）



## イ　「だれのおかげで、お前は食べられるんだ」「かいしょうなし」などと言われる

ＤＶ被害の経験のうち、「だれのおかげで、お前は食べられるんだ」などと言われたことのある女性の割合が10.8％となっています。前回アンケート（平成24年）と比べると「だれのおかげで、お前は食べられるんだ」などと言われたことのある女性の割合に変化はありませんが、「まったくない」と回答される割合が増えています。

図－19　ＤＶ被害の経験（「だれのおかげで、お前は食べられるんだ」

「かいしょうなし」などと言われる）



資料：岬町「男女共同参加社会実現に向けての町民意識調査」（令和４年）

【参考】岬町「男女共同参画社会実現に向けての町民意識調査」（平成24年）



## ウ　なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの 身体に対する暴行を受ける

ＤＶ被害の経験のうち、「なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行」を受けたことのある女性の割合が11.5％となっています。前回アンケート（平成24年）と比べると「なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行」を受けたことのある女性の割合に変化はありませんが、「まったくない」と回答される割合が増加しています。

図－20　ＤＶ被害の経験（なぐったり、けったり、物を投げつけたり、

突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受ける）



資料：岬町「男女共同参加社会実現に向けての町民意識調査」（令和４年）

【参考】岬町「男女共同参画社会実現に向けての町民意識調査」（平成24年）



## エ　いやがっているのに性的な行為を強要される

ＤＶ被害の経験のうち、「いやがっているのに性的な行為を強要される」を受けたことのある女性の割合が13.4％となっています。前回アンケート（平成24年）と比べると「いやがっているのに性的な行為を強要される」を受けたことのある女性の割合は減少し、「まったくない」と回答される割合が増加しています。

図－21　ＤＶ被害の経験（いやがっているのに性的な行為を強要される）



資料：岬町「男女共同参加社会実現に向けての町民意識調査」（令和４年）

【参考】岬町「男女共同参画社会実現に向けての町民意識調査」（平成24年）



## ⑨　女性に対する暴力や様々な悩みなどに関する相談窓口などで配慮して ほしいと思うこと（複数回答）

女性に対する暴力や様々な悩みなどに関する相談窓口などで配慮してほしいと思うことについて、女性、男性ともに「匿名で相談ができる」の割合が最も高く、次いで「弁護士など、法的知識のある相談員がいる」となっています。

女性では「同性の相談員いる」、男性では「ＬＩＮＥなどＳＮＳによる相談ができる」の割合も多くなっています。

図－22　女性に対する暴力や様々な悩みなどに関する相談窓口などで配慮してほしいと思うこと

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（複数回答）



資料：岬町「男女共同参加社会実現に向けての町民意識調査」（令和４年）

## ⑩　今後女性がもっと増える方がよいと思う職業や役職（複数回答）

今後女性がもっと増える方がよいと思う職業や役職について、男性、女性ともに「国会議員、地方議会議員」、「閣僚（国務大臣）、都道府県・市（区）町村の首長」、「企業の管理職」の割合が多くなっています。男性に比べ、女性で「医師・歯科医師」の割合が多くなっています。

図－23　今後女性がもっと増える方がよいと思う職業や役職（複数回答）



　　　　　　　　　　　　　　　　　資料：岬町「男女共同参加社会実現に向けての町民意識調査」（令和４年）

資料：岬町「男女共同参加社会実現に向けての町民意識調査」（令和４年）

## ⑪　心とからだの健康を保つために、岬町が取り組むべきこと（複数回答）

心とからだの健康を保つために、岬町が取り組むべきことについて、女性、男性ともに「リフレッシュできるような場を提供する」の割合が最も多く、次いで「食生活や健康づくりに関する情報を提供する」、「悩みや不安をカウンセラーなどに相談できる体制を充実する」の割合が多くなっています。男性に比べ、女性で「女性特有の病気などに配慮した女性外来の情報を提供する」の割合が多くなっています。前回アンケート（平成24年）と比べると男女ともに「リフレッシュできるような場を提供する」の割合が増加しています。

図－24　心とからだの健康を保つために、岬町が取り組むべきこと（複数回答）



資料：岬町「男女共同参加社会実現に向けての町民意識調査」（令和４年）

【参考】岬町「男女共同参画社会実現に向けての町民意識調査」（平成24年）（複数回答）



## ⑫　「男女共同参画社会」を実現するために、力を入れていくべきこと（複数回答）

「男女共同参画社会」を実現するために、力を入れていくべきことについて、女性、男性ともに「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」、「子育てや介護などでいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」の割合が多く、男性に比べ、女性で「子育てや介護などでいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」、「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」、「保育の施設・サービスや、高齢者や病院の施設や介護サービスを充実する」、「労働時間の短縮や在宅勤務の普及など男女共に働き方の見直しを進める」の割合が多くなっています。

図－25　「男女共同参画社会」を実現するために、力を入れていくべきこと（複数回答）



資料：岬町「男女共同参加社会実現に向けての町民意識調査」（令和４年）

３　計画策定にあたっての課題

本計画の策定にあたり、前計画の基本的施策ごとに、国の動向やアンケート調査結果等から岬町の男女共同参画に向けた課題を整理しました。

前計画の「基本的施策Ⅰ　男女平等・男女共同参画  
という考え方の浸透」の課題

男女共同参画に関するさまざまな取り組みが社会全体で進められているものの、依然として人々の意識の中に固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見や固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が存在しています。

町民アンケート調査では、「男は仕事、女は家庭」といった性別に基づく固定的な役割分担意識は依然として見られ、特に男性では肯定する割合が多くなっています。また、「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしくしつけたほうがよい」という考え方を肯定する割合は、男性で５割、女性で３割を超えています。

それぞれの性別やライフステージに応じて、町民の幅広い年齢層に、身近でわかりやすく、男女共同参画の意義や必要性について理解を促し、実践につながる知識の習得や意識啓発を中心とした取り組みを行うことが必要です。

前計画の「基本的施策Ⅱ　政策・方針決定過程への  
男女共同参画の推進」の課題

社会全体では、女性のリーダーが活躍しやすい環境づくりとともに、方針決定の場に参画する女性の数を増やすことが求められています。

町民アンケート調査では、今後女性がもっと増える方がよいと思う職業や役職について、女性では「国会議員、地方議会議員」、「閣僚（国務大臣）、都道府県・市（区）町村の首長」が５割を超えています。また、男性と比べ、女性で「医師・歯科医師」、「起業家」の割合が多くなっています。

様々な活動の中で、男女双方がバランスよく意思決定過程に参画できるような仕組みづくりを、一層促進する必要があります。

前計画の「基本的施策Ⅲ　多様な選択を可能にする  
男女平等・男女共同参画の視点に立った  
教育・学習の充実」の課題

次世代を担う子どもたちについては、人権を尊重する感性を育み、自他の人権を大切にしながら、一人ひとりが将来を見据えて自己を形成できる教育を充実することが求められます。

町民アンケート調査では、男女平等の意識を育てるために、小中学校で進めてほしい男女平等の取組については、男女ともに「進路指導は性別によってかたよることなく行い、個人の能力、個性、希望を大事にする」が最も多く、次いで「家庭科教育などにおいて、男女が平等に家庭の責任を果たすことの大切さを教える」「男女平等の意識を育てる授業をする」となっています。

今後も、学校教育の場だけでなく、家庭・地域など社会のあらゆる分野においても、性別に関わらず、子どもの個性を伸ばし、相手を尊重する人権感覚を身に付けさせる教育を充実し、将来の男女共同参画社会を担う人材を育てることが必要です。

前計画の「基本的施策Ⅳ　地域における男女共同参画の推進」  
の課題

男女共同参画社会のまちづくりには、社会の基礎的単位である家庭をはじめ、最も身近な社会集団である地域が重要な役割を果たします。

町民アンケート調査では、地域活動に参加している割合は、男性よりも女性が多くなっています。また、「自治会やＰＴＡなどの地域活動の場で」における男女の平等感では、男性に比べ、女性で「男性優遇感」が多くなっています。

地域は生活の場であり、男女ともに心豊かで生活しやすい地域社会を構築するために、働いているいないにかかわらず、男女がともに地域活動に参画し、地域ぐるみで活性化を図ることができるようにする必要があります。また、男女がともに自らの地域の防災を担う、備える活動への参画意欲を高揚させるために、誰もが参加できるきっかけづくり、参加しやすい活動などを検討していくことが必要です。

さらに、被災時の避難所における男女のニーズの違いなどに配慮した災害対応を推進することが求められています。

前計画の「基本的施策Ⅴ　男女が共に能力を発揮できる就業環境づくり」の課題

働く場において、一人ひとりが個性や能力を十分に発揮できることは男女共同参画社会を実現するうえでとても重要なことです。

町民アンケート調査では、職場（募集・採用、賃金、仕事の内容）における性別による差について、女性に比べて男性が優遇されている割合が多くなっています。

働く場において、男性と女性が互いの人権を尊重して対等なパートナーとして認め合い、性別による役割分担意識にとらわれることなく個人が能力を発揮できるように、男女共同参画の視点を一層広げていく取組が必要です。

今後、職場においては、仕事の内容や賃金、待遇、昇進・昇格の機会などの男女差別をなくすとともに、性別に関わらず多様で柔軟な働き方を選択できる職場づくりと働き続けられる職場づくりを進めることが必要です。また、女性のキャリア形成を支援することや、継続就労に役立つ子育て支援施策や働く上で必要な労働法等の情報提供を行うことはとても重要です。また就労に向けての情報・知識や働き方について考える機会の提供を行う必要があります。

前計画の「基本的施策Ⅵ　職業生活と家庭生活、その他の社会における活動の両立支援」の課題

長時間労働は、疲労や心身の不調をもたらし健康面でも影響を及ぼすと言われているほか、メンタルヘルス面での不調の原因にもなることがあります。働く人の健康を支える上でも、長時間労働の解消など「働き方の見直し」を進める必要があります。

町民アンケート調査では、「仕事」と「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度について、希望では男女ともに、仕事と家庭生活や個人生活をともに優先したい割合が多くなっていますが、現実では男女ともに、「仕事」または「家庭生活」のどちらかを優先しており、理想と現実に差がある状況となっています。

今後も、男女共同参画の視点から、男性も女性も互いに協力し合い分担することで、仕事と家庭生活、地域活動等を調和させた豊かな暮らしを実現することが求められます。

前計画の「基本的施策Ⅶ　男女間のあらゆる暴力の根絶」の課題

ＤＶやハラスメントは、被害者への重大な人権侵害であるとともに、男女共同参画社会の実現を妨げるものです。ＤＶやハラスメントに関する正しい知識の普及が今後も必要であり、「いかなる暴力も絶対に許さない」という意識の確立が求められます。

町民アンケート調査では、ＤＶ被害の経験のうち、「大声でどなられる」を受けたことのある女性の割合が４割以上、その他「だれのおかげで、お前は食べられるんだ」などと言われたこと、「なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行」を受けたこと、「いやがっているのに性的な行為を強要される」を受けたことのある女性がいます。また、女性に対する暴力や様々な悩みなどに関する相談窓口などで配慮してほしいと思うことについて、「匿名で相談ができる」が最も多く、次いで「弁護士など、法的知識のある相談員がいる」となっており、女性では「同性の相談員がいる」となっています。

ＤＶやハラスメントの被害者には、自分が被害者であるという自覚がないままに暴力を受け続けている人がいます。被害を軽減するには、被害者自身のＤＶやハラスメントに対する認識を深めることが重要であり、加害者・被害者を生まない男女平等の意識づくりのための教育や啓発の充実が必要です。また、ＤＶや性暴力、ハラスメント等あらゆる暴力の根絶を目指すとともに、相談窓口の周知を図り、被害者が抱え込まず、安心して相談できる体制を強化することが必要です。

前計画の「基本的施策Ⅷ　生涯を通じた男女の健康づくり支援」の課題

性別に関わらずお互いの人権を尊重し、健康でいきいきと暮らすことができる社会づくりは、男女共同参画社会の実現のために重要となります。

町民アンケート調査では、心とからだの健康を保つために、岬町が取り組むべきことについて、「リフレッシュできるような場を提供する」が最も多く、次いで「食生活や健康づくりに関する情報を提供する」「悩みや不安をカウンセラーなどに相談できる体制を充実する」となっており、身体の健康づくりとともに、こころの健康づくりに対する支援も求められています。

女性は妊娠・出産期、また、男女が共に経験する思春期、子育て期、更年期、高齢期といったライフステージごとに、それぞれ健康上の課題があります。また、昨今はうつ病等の心の病についても問題となっており、生涯を通じて自分らしく充実した生活を送るために、健康課題について正しい知識を持ち、健康づくりに取り組むことが必要であるとともに、リプロダクティブ・ヘルス／ライツを踏まえた支援が重要です。



第３章　　　　計画の基本的な考え方

１　基本理念

本町では、平成25（2013）年4月に施行した「岬町男女共同参画推進条例」において、次の６つの基本理念を掲げています。本計画は、この基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた本町の基本的な考え方や方向性を定めるものです。

【岬町男女共同参画推進条例の基本理念】

１　あらゆる差別を受けることなく男女の人権が尊重されること

２　性別による固定的な役割分担等に基づく制度又は慣行が改善されること

３　様々な方針の立案及び決定に男女が平等に参画する機会が確保されること

４　家事、育児、介護等の家庭生活と仕事などの活動の両立を図ること

５　生涯にわたる性と生殖に関する事項は自らが決定する権利が尊重されること

６　男女間におけるあらゆる暴力が根絶されること

２　プランの目的とめざす姿

第３次男女共同参画プランは、男女が互いにその人権を尊重するとともに、性別にかかわりなく、一人ひとりがそれぞれの個性と能力を発揮して、あらゆる分野に参画し、性別、年齢、国籍、障がいの有無にかかわらず、心豊かに暮らせる男女共同参画社会の実現を目的とします。

【めざす姿】

ジェンダー平等に基づく互いの人権の尊重と

持続可能な社会の実現

３　基本的施策

本計画の基本理念、めざす姿に基づき、８つの基本的施策を掲げて施策の推進に取り組みます。

（１）多様性及びジェンダー平等の浸透

誰もが自分の生き方を選択し、個性や能力を発揮しながら自分らしく生きていけるよう、固定的な性別役割分担意識を解消し、町民が性別に関わりなく多様な生き方を選択でき、お互いを尊重し認め合う意識の醸成を目指します。

（２）政策・方針決定過程への男女共同参画の推進  
（女性活躍推進計画）

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、将来にわたり持続可能で多様性に富んだ活気ある社会を構築するために、法制度の周知・啓発や多様な働き方を選択するための情報等を充実するとともに、地域における各種団体や事業者に対し、女性の積極的登用と女性役職者の登用促進について働きかけることを目指します。

（３）だれもが共に能力を発揮できる就業環境づくり  
（女性活躍推進計画）

女性が出産、子育て、介護等の理由により離職することなく、多様なライフスタイルに応じた働き方の選択ができるように、長時間労働の是正や男性中心型の労働慣行の変革など職場環境整備を促す施策に取り組みます。

（４）ワーク・ライフ・バランスの推進（女性活躍推進計画）

男性の家庭・地域活動等への参画を促進するために、家事・育児、介護等への男性の参画、性別やその人の持つ価値観や考え方等に関わらず多様な働き方ができる職場環境の整備等を事業所へ働きかけて、ＩＣＴ技術の利活用等をとおしたワーク・ライフ・バランスなど働き方改革のさらなる浸透を目指します。

（５）多様な選択を可能にする教育・学習の充実

子どもの時からのジェンダー平等の意識づけが重要であり、家庭や学校でのジェンダー平等教育を充実していくとともに、家庭・地域・職場等のあらゆる場でコーディネートができる人材の育成を目指し生涯学習等を通じて多様な学習機会の充実を目指します。

（６）持続可能な地域づくりに向けた男女共同参画の推進

男女間・世代間の意識や行動のギャップを認識し、地域や家庭へ参画しやすい環境をつくるために働き方の見直しや固定概念の打破を進め、誰もがともに協力しながら、家庭・地域社会で活躍できる環境づくりを促進します。

（７）パートナー間のあらゆる暴力の根絶（ＤＶ防止基本計画）

重大な人権侵害であるドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）等に対応するため、ＤＶや各種ハラスメントを許さない社会意識を醸成するとともに、相談窓口の周知などＤＶ等被害者が相談しやすい体制づくりの構築や関係機関との連携強化による適切な支援など被害者の早期発見・早期対応と自立支援を目指します。

（８）生涯を通じた男女の健康づくり支援

生涯にわたり心豊かな暮らしを実践するために、性差に応じた健康課題に対応できるよう健康づくりや介護予防についての正しい知識を普及し、健康支援を目指します。

４　体系図

［ めざす姿 ］

［ 施策の方向性 ］

［ 基本的施策 ］

（１）固定的な性別役割分担意識の解消

（２）性的マイノリティについての理解促進

（３）多様性やジェンダー平等に関する情報の  
収集・分析と提供

（４）町職員の男女共同参画意識の向上

（５）相談の充実

ジェンダー平等に基づく互いの人権の尊重と持続可能な社会の実現

１　多様性及びジェンダー平等の浸透

２　政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

（女性活躍推進計画）

（６）あらゆる分野における政策・方針決定過程への男女共同参画

（７）女性の人材育成

３　だれもが共に能力を発揮できる就業環境づくり

（女性活躍推進計画）

（８）働く場における男女平等の促進

（９）女性や若者等の就業支援

４　ワーク・ライフ・バランスの推進

（女性活躍推進計画）

（10）仕事とその他の生活の調和の実現のための  
職場環境の整備

（11）仕事とその他の生活の調和の実現のための  
社会的支援の充実

（12）家庭における男女共同参画の促進

５　多様な選択を可能にする教育・学習の充実

（13）保育所・幼稚園・学校等における男女平等  
保育・教育の推進

（14）多様なニーズに対応した楽しい生涯学習の  
推進

（15）男性にとっての男女共同参画の推進

６　持続可能な地域づくりに向けた男女共同参画の推進

（16）女性リーダー育成の支援と女性のエンパワ  
メント支援

（17）あらゆる世代が男女共同参画で取り組む  
地域づくりの推進

（18）防災やその他の分野における男女共同参画  
の推進

７　パートナー間のあらゆる暴力の根絶

（ＤＶ防止基本計画）

（19）暴力を許さない機運の醸成

（20）セクシュアル・ハラスメント等の女性に対する暴力防止と被害者支援の強化

（21）ＤＶに対する取組の充実

８　生涯を通じた男女の健康づくり支援

（22）生涯を通じた男女の健康づくり支援



第４章　　　　　施策の展開

■第４章では、第３次プランの計画期間における実施計画として、施策ごとの主な事業を記載していますが、社会経済状況等の変化、または、第３次プランの進捗状況により、施策ごとの事業の見直しを行います。

■課名の標記についての説明

まちづくり戦略室・・・町長公室担当、企画政策担当、危機管理担当のいずれか、または全て

学校教育課・・・・・・学校教育係、淡輪幼稚園、学校給食センターのいずれか、または全て

生涯学習課・・・・・・生涯学習係、青少年センター、文化センター、歴史文化係、淡輪公民館のいずれか、または全て

１　多様性及びジェンダー平等の浸透

（１）固定的な性別役割分担意識の解消

男女共同参画及びジェンダー平等に関する理解が深まるとともに、あらゆる立場の人々が個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指し、人権尊重や男女共同参画意識の啓発活動や情報提供を行います。

【 取組 】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 施策の内容 | 2027年  までに | 2032年  までに | 担当課 |
| 1 | 「男女共同参画週間」「男女雇用機会均等月間」「人権週間」等、様々な機会をとらえて、広報・啓発活動を推進します。 | 増加 | 充実 | 人権推進課  産業観光促進課 |
| 2 | 広報・啓発活動では、様々な分野に参画している女性の活動の成果が広く世の中に目に見える形で伝わるように配慮します。 | 増加 | 充実 | 人権推進課  まちづくり戦略室 |
| 3 | 国や大阪府の表現ガイドラインを活用して、町の発行する広報やポスター、チラシ、ホームページ等において、固定的な性差観にとらわれない、人権尊重の表現を推進します。 | 充実 | 充実 | 人権推進課  まちづくり戦略室 |
| 4 | 「男女共同参画社会基本法」等の国内法令や「女子差別撤廃条約」等の条約について、子ども、高齢者、外国人等に配慮して、その内容をわかりやすく周知するよう努めます。 | 実施 | 充実 | 人権推進課 |

（２）性的マイノリティについての理解促進

町民一人ひとりが性の多様性を理解し、互いに多様な生き方を認め合うことができるよう啓発・教育の機会の充実を図ります。

性的少数者が社会生活を送る上での生きづらさの解消につながる体制の整備など、当事者に寄り添った支援を行います。

【 取組 】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 施策の内容 | 2027年  までに | 2032年  までに | 担当課 |
| 5 | 性的マイノリティ（LGBT等）に関する理解促進及び支援、パートナーシップ制度導入に向けた検討・研究等を行います。 | 実施 | 充実 | 人権推進課 |

（３）多様性やジェンダー平等に関する情報の収集・分析と提供

男女共同参画及びジェンダー平等の推進に向けて本町の現状や課題を把握するために、継続的に情報収集・分析、情報提供をします。

また、庁内で実施する調査・研究や情報収集にあたっては、男女間の違いや格差の実態を把握できるよう、できるかぎり男女別データの表示・公開をします。

【 取組 】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 施策の内容 | 2027年  までに | 2032年  までに | 担当課 |
| 6 | 男女共同参画施策を進めるための基礎資料となるよう、男女共同参画に関する意識や実態、取組状況等について継続的に情報収集・分析を行います。 | 実施 | 充実 | 人権推進課 |
| 7 | 男女間の格差や不平等の実態を把握し、その解消を図るとともに、施策に役立てるため、男女別データを収集・提供します。 | 実施 | 充実 | 人権推進課 |
| 8 | 男女共同参画に関する各種図書や児童図書、資料、ＤＶＤ等を整備し、いつでも町民が男女共同参画についての学習ができる機会を充実します。 | 実施 | 充実 | 生涯学習課  人権推進課 |
| 9 | 男女共同参画社会の形成に関する先進的な取組を行っている他団体の事例や国の統計や調査・研究結果を収集し、様々な媒体を活用して提供します。 | 実施 | 充実 | 人権推進課 |

（４）町職員の男女共同参画意識の向上

男女共同参画及びジェンダー平等の視点に配慮した施策を実施するためには、施策や事業を企画し、実施する町職員の意識向上が重要となります。

庁内に（仮称）男女共同参画推進委員会を設置し、全庁で男女共同参画のまちづくりを進めるしくみをつくるとともに、職員への研修の充実を図ります。

【 取組 】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 施策の内容 | 2027年  までに | 2032年  までに | 担当課 |
| 10 | 全ての町行政施策の立案の段階から男女共同参画の視点を取り入れるよう努めます。 | 実施 | 充実 | 全課 |
| 11 | （仮称）男女共同参画推進委員会を設置し、庁内の男女平等・男女共同参画の実現を図ります。 | 実施 | 充実 | 人権推進課 |
| 12 | 町職員が男女共同参画の視点に配慮した施策の推進を図れるよう、研修や啓発、情報提供を充実します。 | 充実 | 充実 | まちづくり戦略室 |
| 13 | 庁内におけるハラスメント等の防止対策のため、町職員に対し情報提供や啓発活動を充実します。 | 充実 | 充実 | まちづくり戦略室 |

（５）相談の充実

固定的な性別役割分担意識や男女の不平等、性差別に生きづらさを感じている人に対して、ジェンダーを踏まえた視点を持ち一人ひとりに寄り添った相談にあたることができるよう、相談に携わる者への研修を充実します。

【 取組 】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 施策の内容 | 2027年  までに | 2032年  までに | 担当課 |
| 14 | 人権相談、法律相談、就労相談、行政相談等の相談窓口の役割を明確化するとともに、その趣旨や内容を周知し、定着を図るため、広報を充実します。 | 実施 | 充実 | 人権推進課  まちづくり戦略室  産業観光促進課 |
| 15 | 相談者の気持ちを尊重しながら、問題解決に向けた相談ができるよう、相談にあたる職員、行政相談委員、人権擁護委員、民生委員・児童委員の研修を充実します。 | 実施 | 充実 | 人権推進課  まちづくり戦略室  地域福祉課 |

２　政策・方針決定過程への男女共同参画の推進（女性活躍推進計画）

（６）あらゆる分野における政策・方針決定過程への男女共同参画

あらゆる分野の意思決定の場において、一方の性に偏らずさまざまな意見を取り入れることができるよう、政策・方針決定過程への男女共同参画の推進に取り組みます。

審議会などの委員について、女性の登用に取り組むとともに、女性人材の育成と活用に取り組みます。

【 取組 】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 施策の内容 | 2027年  までに | 2032年  までに | 担当課 |
| 16 | 審議会等への女性の参画の割合を40％以上にすることをめざすとともに、女性のいない審議会等をなくします。 | 増加 | 女性の参画率40％以上 | 関係各課 |
| 17 | 町の管理職における女性の参画を推進します。 | 増加 | 増加 | まちづくり戦略室 |
| 18 | 事業所、各種団体等に対し、管理職や役職への女性の参画の拡大を啓発するとともに、自主的な取組のための情報提供を行います。 | 実施 | 充実 | 関係各課 |

（７）女性の人材育成

性別に関わらず、自らの意思で将来の職業を選択し、生きがいを持って働くことができるよう、キャリア教育や意識啓発の推進、起業や再就職など、多様な働き方に向けた支援を行います。

働く場においても多様な意見が反映されるよう、女性管理職の育成に向けた働きかけを行います。

【 取組 】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 施策の内容 | 2027年  までに | 2032年  までに | 担当課 |
| 19 | 女性職員が管理職としての能力を向上できる研修の機会を提供するとともに、女性職員の職域・職務拡大や管理職への登用についての理解が進むよう職員への研修・啓発を行います。 | 充実 | 充実 | まちづくり戦略室 |
| 20 | 全ての職員がその能力を十分に発揮し町政に参画できるよう、管理的立場への進出意欲の醸成に努め、性別を問わない人材の活用・登用を進めます。 | 実施 | 充実 | まちづくり戦略室 |
| 21 | 広報誌等を活用して、雇用主や事業所等に対して、「男女雇用機会均等法」など法制度の趣旨を周知するとともに、女性に対する正当な評価や女性管理職の登用拡大などを働きかけます。 | 実施 | 充実 | 産業観光促進課 |

３　だれもが共に能力を発揮できる就業環境づくり（女性活躍推進計画）

（８）働く場における男女平等の促進

事業所を対象にした男女の均等な機会と待遇確保の啓発を充実し、男女がともに活き活きと働ける職場づくりの促進に努めます。

また、各種ハラスメントの防止に向けた啓発に取り組みます。

【 取組 】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 施策の内容 | 2027年  までに | 2032年  までに | 担当課 |
| 22 | 「男女雇用機会均等法」等の労働関連法が一層定着するよう、町民及び町内事業所に法制度の周知徹底を図ります。 | 実施 | 充実 | 産業観光促進課 |
| 23 | 町内事業所に対し、セクシュアル・ハラスメント等防止のための配慮義務の周知徹底に努めます。また、パワー・ハラスメント防止について積極的に働きかけます。 | 実施 | 充実 | 人権推進課 |

（９）女性や若者等の就業支援

働くことを人生の中に位置づけ、経済的に自立していくことの重要性を伝えるとともに、女性や若者、高齢者等が、それぞれの個性や能力を生かし、働き続けられるよう多様な支援を行います。

【 取組 】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 施策の内容 | 2027年  までに | 2032年  までに | 担当課 |
| 24 | 女性の起業やキャリアアップ、再就業に役立つ技術が習得できるよう、能力開発センター等関係機関が実施する講習等の情報を提供します。 | 実施 | 充実 | 産業観光促進課 |
| 25 | 事業所や労働者に対して、各種制度に関する情報提供を充実します。 | 実施 | 充実 | 産業観光促進課 |
| 26 | 岬町地域就労支援センターと連携し、障がい者、ひとり親家庭、生活保護世帯、在住外国人の雇用のための支援をします。 | 充実 | 充実 | 産業観光促進課  子育て支援課  地域福祉課 |
| 27 | 岬町商工会等関係機関と連携し、女性企業家や女性経営者等のネットワークづくりへの支援を行います。また、起業に向けた支援に努めます。 | 実施 | 充実 | 産業観光促進課 |
| 28 | 経営・労務・税務・記帳などの相談や指導等を実施し、コミュニティビジネスを支援します。 | 実施 | 充実 | 産業観光促進課 |

４　ワーク・ライフ・バランスの推進（女性活躍推進計画）

（10）仕事とその他の生活の調和の実現のための職場環境の整備

誰もが自らの希望に応じた働き方を実現することができる働きやすい職場環境の実現を目指し、町内事業所や就業者に対して、長時間労働の是正や短時間勤務制度、育児・介護休業制度等、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現のための啓発や法律、制度の周知を図ります。

特に、男性に対しては、これまでの働き方を見直し、育児・介護休業の取得促進に向けた働きかけや、家事や育児・介護、地域活動等への参加を促進する取組を進めます。

【 取組 】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 施策の内容 | 2027年  までに | 2032年  までに | 担当課 |
| 29 | 町内事業所に対し、男女が育児・介護休業を取得しやすく、職場復帰をしやすい環境づくりに努めるとともに、長時間労働の是正やワーク・ライフバランスの推進を図るよう働きかけます。 | 実施 | 充実 | 産業観光促進課 |
| 30 | 母性保護のための規定があることを周知し、働きながら安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりの必要性について事業所に働きかけます。 | 実施 | 充実 | 産業観光促進課 |
| 31 | 広報誌や情報紙を活用して、男女が働きやすい職場づくりに取り組んでいる事業所を紹介します。 | 実施 | 増加 | 産業観光促進課 |

（11）仕事とその他の生活の調和の実現のための社会的支援の充実

「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」を踏まえ、福祉サービスの充実等、子育てや介護と仕事を両立できる環境づくりを進めます。

【 取組 】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 施策の内容 | 2027年  までに | 2032年  までに | 担当課 |
| 32 | 多様なニーズに対応できる保育サービスの充実に努めます。 | 充実 | 充実 | 子育て支援課 |
| 33 | 保護者が帰宅するまでの間、子どもたちが安心して放課後を過ごすことができるよう、学童保育を充実します。 | 充実 | 充実 | 子育て支援課 |
| 34 | 子育てに関わる従事者に対し、性の固定観念にとらわれず、個性を大切にした保育・教育が実施されるよう研修会等を実施します。 | 増加 | 充実 | 子育て支援課  指導課 |
| 35 | 各小学校区「地域安全センター」を中心に、子どもの安全確保のための取組を推進します。 | 増加 | 充実 | 生涯学習課 |
| 36 | 児童扶養手当制度やひとり親家庭等医療費支給制度により、ひとり親家庭への経済的支援に努めます。 | 増加 | 充実 | 子育て支援課 |

（12）家庭における男女共同参画の促進

男女がともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、夫婦や家族・パートナー間でのコミュニケーションの促進や理解促進が不可欠です。

ともに責任と役割を分かち合うことのできる家庭づくりに向けて、啓発や学習機会を提供します。

【 取組 】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 施策の内容 | 2027年  までに | 2032年  までに | 担当課 |
| 37 | 日々の家事や育児をどのようにシェアし、互いに支え合うのかを確認し合うため、パートナー間でのコミュニケーション促進支援を行います。 | 実施 | 充実 | 子育て支援課 |

５　多様な選択を可能にする教育・学習の充実

（13）保育所・幼稚園・学校等における男女平等保育・教育の推進

保育所・幼稚園・こども園・学校での男女平等教育の推進はもとより、地域や家庭での男女平等保育・教育を推進できるよう、保育所・幼稚園・こども園・小中学校、地域、家庭と連携して取り組みます。

【 取組 】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 施策の内容 | 2027年  までに | 2032年  までに | 担当課 |
| 38 | 「学校教育方針」等にそって男女平等に関する教育をさらに推進します。 | 充実 | 充実 | 指導課  学校教育課 |
| 39 | 教職員や保育者、地域活動指導者に対して、男女共同参画の意識啓発を行い、資質向上を図ります。 | 充実 | 充実 | 指導課  子育て支援課  生涯学習課 |
| 40 | 家庭において自立心や自己決定能力を育て、一人ひとりの個性と能力を伸ばす教育が行えるよう、家庭における支援を推進します。 | 充実 | 充実 | 子育て支援課 |
| 41 | 性別にとらわれず、自身の進路に対する目的意識を高め、労働を含め意欲を持って生活できるよう、子どもや保護者に対する進路指導を充実します。 | 実施 | 充実 | 子育て支援課  指導課  学校教育課 |

（14）多様なニーズに対応した楽しい生涯学習の推進

人生100年時代をより豊かに生きるために、だれでも、いつでも、どこでも学べる環境づくりとともに、その成果を活かせる場を積極的に設けます。

【 取組 】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 施策の内容 | 2027年  までに | 2032年  までに | 担当課 |
| 42 | 生涯学習の拠点である社会教育施設において、指定管理者などと連携して、男女共同参画社会実現のための各種講座や事業を実施します。 | 実施 | 充実 | 生涯学習課 |
| 43 | 様々な分野へ女性が積極的に参画できるような能力開発と意識啓発を促進します。 | 充実 | 充実 | 生涯学習課  人権推進課 |
| 44 | 情報格差を少なくするため、スマートフォン教室、パソコン教室を実施するなど、情報活用能力の向上をめざします。 | 充実 | 充実 | まちづくり戦略室  生涯学習課 |

（15）男性にとっての男女共同参画の推進

男女共同参画をすすめることは、男性にとっても暮らしやすい社会になることを周知するとともに、固定的役割分担意識の解消に加え、性別にかかわりなく、仕事だけでなく、地域活動や家庭での役割、個人の生活においても個性や能力を活かせるよう、スキルを磨くと同時に、仲間づくりの支援をします。

【 取組 】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 施策の内容 | 2027年  までに | 2032年  までに | 担当課 |
| 45 | 子育て支援センターや保健センター、岬町立アップル館等と連携して、父親の育児参加を促進するセミナーやイベントを充実します。 | 増加 | 充実 | 子育て支援課  地域福祉課  生涯学習課 |
| 46 | 生涯学習という視点に立って、定年後の男性や家族介護を担っている男性、ひとり暮らしの男性が孤立しないよう、仲間づくりを促進します。 | 実施 | 充実 | 生涯学習課  地域福祉課  高齢福祉課 |
| 47 | 男性が自立した生活を行うに必要な技術を習得できる講座を開催します。 | 増加 | 充実 | 生涯学習課  高齢福祉課 |

６　持続可能な地域づくりに向けた男女共同参画の推進

（16）女性リーダー育成の支援と女性のエンパワメント支援

地域活動や町民活動が持続可能な活動となるよう、女性が男性とともに、暮らしに最も身近な地域をだれにとっても住みやすい場にするために力が発揮できるよう、女性の参画の促進に向けた支援を行います。

【 取組 】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 施策の内容 | 2027年  までに | 2032年  までに | 担当課 |
| 48 | あらゆる機会を通じて、様々な分野で活躍している女性人材の発掘を行い、好事例となる情報を提供します。 | 実施 | 充実 | 関係各課 |
| 49 | 女性リーダー養成講座の開催や協働事業の実施等を通して、指導的役割を果たすことのできる人材の育成に努めます。 | 増加 | 充実 | 人権推進課 |

（17）あらゆる世代が男女共同参画で取り組む地域づくりの推進

地域活動や町民活動を展開している団体に対して、男女共同参画で取り組む好事例についての情報提供や、男女共同参画で取り組む地域づくりについての学習機会を提供し、地域活動や市民活動の活性化につなげます。また、地域活動の場において男女がともにその責任を分かち合うことができるよう、ボランティア活動の促進や団体への支援に取り組むとともに、男性や若年層が参加・参画できるよう工夫をします。

【 取組 】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 施策の内容 | 2027年  までに | 2032年  までに | 担当課 |
| 50 | 岬“ゆめ・みらい”サポート事業実施団体に対して、男女共同参画に関する研修や情報提供を実施します。 | 実施 | 充実 | まちづくり戦略室 |
| 51 | 岬町で活動する町民活動団体に対して、男女共同参画に関する啓発活動や研修を充実します。 | 実施 | 充実 | 関係各課 |
| 52 | 地域活動への参加・参画の重要性について、男性や若年層に向けた啓発活動を充実します。 | 実施 | 充実 | まちづくり戦略室 |
| 53 | 高齢者や障がい者、子育て世代等が活き活きと安心して暮らすことのできるまちづくりに男女が協力して参加・参画できるよう支援します。 | 充実 | 充実 | まちづくり戦略室  地域福祉課  高齢福祉課  子育て支援課 |
| 54 | 退職時などの機会をとらえて、「地域デビュー講座」や企業の退職者講座等、地域への円滑な参画を支援する講座等を充実します。 | 実施 | 充実 | 生涯学習課  高齢福祉課  産業観光促進課 |

（18）防災やその他の分野における男女共同参画の推進

町民一人ひとりが地域の安全を町民全体で守るという共通認識を持ち、誰もが安全・安心な生活を送ることができるよう、男女共同参画の視点に立った防災・防犯活動の推進に取り組みます。

【 取組 】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 施策の内容 | 2027年  までに | 2032年  までに | 担当課 |
| 55 | 町民の環境保全活動や地域おこし等の活動が男女共同で行われるよう、男女が協力した地域活動を推進します。 | 充実 | 充実 | 町民生活課  まちづくり戦略室  産業観光促進課 |
| 56 | 女性、高齢者、障がい者、子育て中の母親等の視点を取り入れた防災計画や災害対応マニュアルの策定に努めます。 | 実施 | 充実 | まちづくり戦略室 |
| 57 | 女性等が防災に取り組む力を身につける研修機会を充実します。 | 実施 | 増加 | まちづくり戦略室 |
| 58 | 地域における防災リーダーという観点に立って、女性消防団の活動を充実します。 | 充実 | 充実 | まちづくり戦略室 |

７　パートナー間のあらゆる暴力の根絶（ＤＶ防止基本計画）

（19）暴力を許さない機運の醸成

町民一人ひとりが「ＤＶは犯罪である」という問題意識を持つことができるよう、身体的暴力・精神的暴力・経済的暴力・社会的暴力・性的暴力・子どもを巻き込んだ暴力、ハラスメント、ストーカー行為等、あらゆる暴力、人権侵害の根絶に向け、継続的に啓発事業を実施します。

【 取組 】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 施策の内容 | 2027年  までに | 2032年  までに | 担当課 |
| 59 | ＤＶ、デートＤＶ、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等が重大な人権侵害であることや、暴力が起こる社会的背景に対する理解を深め、あらゆる暴力、人権侵害を許さない意識の啓発を図ります。 | 実施 | 充実 | 人権推進課 |

（20）セクシュアル・ハラスメント等の女性に対する暴力防止と被害者支援の強化

町内事業所や各種団体、学校に対して、セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為、性犯罪等を防止するため、暴力に対する正しい知識や対応策、相談窓口等の情報提供を行います。

また、町職員が男女間の暴力への認識を持ち、適切な対応ができるよう、研修を充実します。

【 取組 】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 施策の内容 | 2027年  までに | 2032年  までに | 担当課 |
| 60 | 地域町民や地域安全センターに参画する関係団体、警察署等と協力連携して、地域を中心とした暴力根絶に向けた取組を強化します。 | 充実 | 充実 | まちづくり戦略室  人権推進課  生涯学習課 |
| 61 | 町内事業所や各種団体、学校に対して、セクシュアル・ハラスメント、ストかーストーカ―等防止のための情報提供を進めます。 | 実施 | 充実 | 関係各課 |
| 62 | 性暴力救援センター・大阪（SACHICO）等との連携を強化し、相談窓口を充実します。 | 実施 | 充実 | 人権推進課 |
| 63 | 町職員に対して、男女間での、また職場内での暴力防止に関する研修を充実します。 | 増加 | 充実 | まちづくり戦略室 |

（21）ＤＶに対する取組の充実

ＤＶに関する正しい理解の促進を図るとともに、被害者の早期発見、早期対応につなげるため、相談機関の周知に努めます。併せて、相談員の知識・技術の向上に努め、被害者の自立に関する支援を行います。

ＤＶは、外部から発見困難な家庭内などで行われることが多いことから、地域において早期に発見し、適切な支援機関につなげることができるよう、関係機関との連携強化を図ります。

【 取組 】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 施策の内容 | 2027年  までに | 2032年  までに | 担当課 |
| 64 | ＤＶ被害者への情報提供や、町民等への普及啓発を充実し、暴力根絶の意識づくりと、ＤＶについての正しい理解の普及を図ります。 | 実施 | 充実 | 人権推進課 |
| 65 | 「児童虐待防止法」では、児童の前で暴力がふるわれることは、子どもの心身を傷つけ、児童虐待になるとしています。また、「配偶者暴力防止法（ＤＶ法）」では、裁判所の命令により加害者が接近を禁じられる対象は、被害者本人だけでなく、その子どもにも適用されています。子どもへのＤＶ被害の予防や支援を充実します。 | 実施 | 充実 | 子育て支援課  地域福祉課  指導課  人権推進課 |
| 66 | 子どもの頃からの男女平等教育と人権教育の推進、デートＤＶに関する若年層への啓発・学習機会の提供、被害者に同伴する子どもに対する支援、ＤＶやデートＤＶについての保育・教育に携わる職員、保護者への研修等、子どもへの施策を総合的に推進します。 | 充実 | 充実 | 子育て支援課  地域福祉課  指導課  人権推進課 |
| 67 | 相談員等の育成や相談体制の充実を図り、被害者又は被害者となる恐れの者が安心して相談できる体制を充実します。 | 充実 | 充実 | 人権推進課  地域福祉課  まちづくり戦略室 |
| 68 | 緊急一時保護に関する対応マニュアルを作成し、関係部署・機関が連携し、ＤＶ被害者やその家族が安心して安全な場所に一時避難できるよう、被害者への同行支援をできるかぎり実施する等、被害者の安全確保の徹底を図ります。 | 充実 | 充実 | 人権推進課 |
| 69 | 課題解決に関わる部署や関係機関が連携し、  ＤＶ被害者が自立して生活できるよう、関連制度の活用を通じた生活基盤を整えるための支援、就業機械や住宅・生活費の確保、子どもの就学等についての支援に努めます。 | 充実 | 充実 | 人権推進課  産業観光促進課  地域福祉課  子育て支援課  町民生活課  指導課 |

８　生涯を通じた男女の健康づくり支援

（22）生涯を通じた男女の健康づくり支援

男女がともに自らの身体について正しく理解し、情報を持ち、生涯を通じて、それぞれのライフステージに応じた身体と心の健康管理・保持増進を支援する取組の充実を図ります。また、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの考え方の普及・浸透など、男女が互いの性を尊重するための啓発及び教育を行います。

【 取組 】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 施策の内容 | 2027年  までに | 2032年  までに | 担当課 |
| 70 | 健康教育や健康相談など生涯を通じて健康を自己管理できる施策を充実します。 | 充実 | 充実 | 地域福祉課 |
| 71 | 子育て支援センター、地域包括支援センター、保健センター、地域福祉担当部門で行っている相談と連携の充実を図ります。 | 充実 | 充実 | 子育て支援課  高齢福祉課  地域福祉課 |
| 72 | 健康手帳を活用し、自分の健康は自らつくるといった意識を若い頃から持ってもらえるよう、広報誌等を通じて情報の提供や講座の開催をしていきます。 | 充実 | 充実 | 地域福祉課 |
| 73 | だれもが、いつでも、どこでも、健康や体力づくりができるよう支援するとともに、多世代で集える場の提供を行います。 | 充実 | 充実 | 地域福祉課  保険年金課  生涯学習課 |
| 74 | 大学等との連携を深め、食料生産者など食に関わるあらゆる関係機関・団体と共に、望ましい食習慣の形成や食文化の継承などの施策を総合的かつ計画的に推進します。 | 充実 | 充実 | 地域福祉課  子育て支援課  学校教育課  指導課 |
| 75 | 思春期の心身の変化にうまく対応できない児童・生徒を支援するための啓発活動や相談体制を充実します。 | 充実 | 充実 | 子育て支援課  指導課 |
| 76 | 妊娠・出産・産褥期の女性の健康保持に対し、両親学級や新生児期の全戸訪問を通じて支援します。また、女性特有の疾患に関する健康支援を推進します。 | 充実 | 充実 | 地域福祉課 |
| 77 | わが国の自殺者全体の約４割が40歳代から60歳代の男性である現状を踏まえ、特に中高年の男性に焦点を当てた自殺予防に関する啓発活動を推進します。また、こころの健康づくり（メンタルヘルス）に関する取り組みを推進します。 | 実施 | 充実 | 地域福祉課 |
| 78 | 高齢期を健やかに過ごせるよう、男女の課題の違いを考慮した支援を進めます。 | 実施 | 充実 | 高齢福祉課  保険年金課  生涯学習課 |
| 79 | 男女の性差について正しい知識の周知を図るとともに、多様な性のあり方や性的マイノリティへの理解を深めるための啓発を推進します。 | 実施 | 充実 | 指導課  人権推進課 |



第５章　　　　　推進体制

１　男女共同参画推進条例に基づく施策の推進

平成25年４月１日に、本町における男女共同参画施策推進の基本となる「岬町男女共同参画推進条例」（以下「条例」という。）が施行され、町、町民、事業者、教育関係者それぞれが果たす役割が定められています。

計画を推進する上での役割

|  |  |
| --- | --- |
| 国の役割 | 男女共同参画社会の形成についての基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。（男女共同参画社会基本法第８条） |
| 大阪府の役割 | 基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。）を策定し、及びこれを実施する責務を有する。（大阪府男女共同参画推進条例第４条） |
| 岬町の役割 | 町は、条例第３条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画施策を総合的に策定し、実施する責務を有する。  ２　町は、男女共同参画を推進するため、あらゆる施策の策定と実施において、男女共同参画社会の実現に配慮しなければならない。  ３　町は、男女共同参画の推進にあたり、国、府及び他の地方自治体と連携し、町民、教育関係者及び事業者と協力して取り組むものとする。（条例第４条） |
| 町民の役割 | 町民は、基本理念に基づき、社会のあらゆる分野において積極的に男女共同参画の推進に努めるとともに、町が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。（条例第５条） |
| 教育関係者 の役割 | 教育関係者は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進を図るよう努めるものとする。（条例第６条） |
| 事業者の役割 | 事業者は、基本理念に基づき、事業活動を行うにあたり、積極的に男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、男女が職場における活動と家庭生活における活動等とを両立することができる環境の整備に努めるものとする。  ２　事業者は、町が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。（条例第７条） |

２　岬町男女共同参画推進本部

条例第11条には、「町は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するにあたっては、男女共同参画の推進に努めなければならない」と定めており、本プランの施策は、岬町が行う施策の様々な分野に及びます。

そのため、町長を本部長として設置している庁内組織である「岬町男女共同参画推進本部」を核とし、本プランの施策を推進していきます。

３　岬町男女共同参画審議会

条例第19条に基づく町長の附属機関として、町長の諮問に応じて、本プランその他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議します。また、事業の実施状況、目標の達成状況などに基づき、行動計画の進捗状況についての評価を行い、必要に応じて町長に施策の方向について提言していきます。

４　町民、事業所、グループ、団体等との連携・協力

男女共同参画社会の形成は、行政の力だけで達成できるものではありません。地域活動や市民活動、あるいは町内事業所の取組が大きな牽引力となります。相互の活動のネットワークを広げ、相乗効果が生まれるよう、積極的な情報の提供や交換に努めるとともに、あらゆる機会での積極的な協力を求めていきます。

５　国・大阪府・他市町村との連携

国においては令和２年12月の「第５次男女共同参画基本計画」の策定など様々な施策が展開され、法整備も積極的に行われています。また、大阪府では、「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」が令和３年３月に策定され、具体的な取組が進められているところです。こうした動向を踏まえつつ、また、他市町村との連携を強化して、町の今後の取組に活かしていくよう努めます。

６　計画の進行管理と評価

本計画の推進においては、事業を実施した結果どのような成果が得られ、各施策課題が解決できたかどうかを検証する進行管理が必要です。そのため「ＰＤＣＡサイクル」によって進捗状況を評価する体制を確立し、関係課と連携して実施内容を点検し、効果的な計画推進に努めます。

図ー26　計画の進行管理（ＰＤＣＡ）のイメージ

■計画の策定

■実施事業の選定

**Ｐｌａｎ**

**（計画）**

■施策・事業の

実施

**Ｄｏ**

**（実施）**

■施策・事業の

点検・評価

**Ｃｈｅｃｋ**

**（点検・評価)**

■施策・事業の

見直し・改善

**Ａｃｔiｏn**

**（改善に向けた行動)**



　　　　資料編

１　用語解説

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| あ行 | アコンシャス・バイアス | 自分自身が気づいていないものの見方や捉え方のゆがみ・偏りをいいます。「無意識の偏ったモノの見方」、「無意識の思い込み」、「無意識の偏見」、「無意識のバイアス」等と表現されることもあります。 |
| Ｍ字カーブ問題 | 日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのＭのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。 |
| エンパワメント | 自分の内にある力を社会のしくみの中で見えなくされた者が、他者との共感を通して自分の内なる力に気づき、自らの意識と能力を高め、共感できる他者と連携しながら、家庭や地域、職場など社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけること、及び、そうした力を持った主体的な存在となり、力を発揮し、行動していくことをいう。 |
| か行 | キャリア教育 | 主体的に自己の進路を選択・決定できる能力やしっかりとした勤労観・職業観を身につけ、将来直面するであろう様々な課題に対応し、社会人・職業人として自立していくことができるようにするための教育。 |
| 固定的な性別役割分担意識 | 男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。 |
| コミュニティビジネス | 地域社会では、環境保護、高齢者・障がい者の介護・福祉、子育て支援、まちづくり、観光等、多種多様な社会課題が顕在化しつつある。こうした地域社会の課題解決に向けて、町民、NPO、企業など、様々な主体が協力しながらビジネスの手法を活用して取り組むこと。それによって、行政コストが削減されるだけでなく、地域における新たな起業や雇用の創出等を通じた地域活性化につながることが期待できる。 |
| さ行 | ジェンダー | 「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれついての生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 女子差別撤廃条約 | 昭和54（1979）年に国連総会で採択され、わが国は昭和60（1985）年に批准。女性に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、政治的、公的活動、教育、採用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定するもの。締約国は、条約の実施状況について、少なくとも４年ごとに報告を提出することとなっている。 |
| 性的マイノリティ（LGBT等） | 性的少数者のこと。性的指向が同性に向かう同性愛者、性自認において生物学的な性と心の性に違和感を覚える性同一性障がいの人（トランスジェンダー）などが含まれる。LGBT、LGBTQ、LGBTQ＋、LGBTｓ、SOGIと表現されることもある。 |
| 性暴力救援センター・大阪（ＳＡＣＨＩＣＯ） | 平成22（2010）年４月１日阪南中央病院内に開設したセンター。ホットラインで支援者とつながり、安全な場所で心と体の回復を図り、「女性の安全と医療支援ネット」に加わっている機関と連携した支援を受けられる。 |
| 積極的改善措置（ポジティブ・アクション） | 様々な分野において活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するもの。 |
| た行 | 男女雇用機会均等法 | 雇用の分野で男女が共に均等な機会を得、その意欲・能力に応じ均等な待遇を受けられるよう定めた法律。平成11（1999）年の改正で「募集・採用」、「配置・昇進」の女性に対する差別を「禁止規定」とすることや、ポジティブ・アクションの促進、違反企業の公表制度、調定制度の改善、職場におけるセクシャル・ハラスメントに関する雇用管理上の配慮義務などが、新たに加わった。平成19（2007）年の改正では、男女双方に対する差別の禁止や間接差別の禁止などが盛り込まれ、平成28（2016）年の改正では、マタニティ・ハラスメントへの予防等についての内容が盛り込まれた。 |
| デートＤＶ | 恋人や交際相手などの親密な関係にある者（配偶者等を除く）の一方から他方に対してふるわれる身体的、精神的、性的などの暴力のこと。借りたお金を返さないなどの経済的暴力や、家族や友人との付き合いを制限するなどの社会的暴力もデートＤＶに含まれる。 |
| ドメスティック・バイオレンス | Domestic Violenceの略語。配偶者やパートナー、恋人を含む親密な関係にある、またはあった者から振るわれる身体的、精神的、性的、経済的暴力のこと。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| は行 | パートナーシップ制度 | 性的少数者のカップルの二人が、その関係性を首長に対して宣誓した事実を証明することで、多様性が尊重され、だれもが自分らしく生きることができる社会を目指すことを目的として各自治体が導入している制度。 |
| 働き方の二極化 | 若年層における所得格差や、週35時間未満労働者と60時間以上の労働者の増加、正規雇用と非正規雇用など、働き方が両極端である状況。 |
| ハラスメント | 嫌がらせやいじめ行為を指し、性的な内容の発言及び性的な行動によって不快感などを与えるセクシュアルハラスメントや、妊娠・出産・育休などを理由とする、解雇や雇い止め、降格などの不利益な扱いを行うマタニティ・ハラスメントなどがある。 |
| ま行 | 無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス） | だれもが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となる。 |
| ら行 | ライフステージ | 乳児期・幼児期・学童期・思春期・成人期・高齢期など人の一生をいくつかに分けて考えたそれぞれの段階のこと。 |
| リプロダクティブ・ヘルス／ライツ | 「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、平成6（1994）年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念。女性のライフサイクルを通して、性と生殖に関する健康・生命の安全を権利としてとらえるもので、女性の人権の重要な概念の一つとして認識されている。 |
| リベンジポルノ | 元配偶者や元交際相手などの性的画像や動画を、復讐や嫌がらせ目的で被撮影者の同意なしに公表する行為。 |
| わ行 | ワーク・ライフ・バランス | 仕事と生活の調和のこと。国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| Ｌ | ＬＧＢＴ | レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（出生時に割り当てられた性別と自認する性別が異なる人）など、性的マイノリティを表す総称の一つ。 |
| Ｓ | ＳＤＧｓ | 平成13年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までの国際目標。貧困、エネルギー、成長・雇用、気候変動など、持続可能な社会の実現のための17のゴールと169のターゲットから構成されている。 |

　　２　岬町男女共同参画審議会設置要綱

制　　定　平成２７年４月１日

（設置）

第１条　男女共同参画社会の実現に向けて、広く町民から意見を聴取し、男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、岬町男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　審議会は、次に掲げる事務を所掌し、町長に報告する。

（１）男女共同参画社会の形成に関する行政施策の推進に関すること。

（２）本町における女性問題の課題及びそれを解決するための方策の調査・研究に関すること。

（３）前２号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成に関すること。

（組織）

第３条　審議会は、委員１０人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

（１）学識経験を有する者

（２）関係団体を代表する者

（３）公募により選出する者

（４）その他町長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は再任することが出来る。

（会長及び副会長）

第５条　審議会に会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者及び関係職員の出席を求めることができる。

（庶務）

第７条　審議会の庶務は、男女共同参画担当課において処理する。

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

３　男女共同参画に関する年表

|  | 世界の動き | 国の動き | 大阪府の動き | 岬町の動き |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| １９７５年  （昭和５０年） | ・国際婦人年（目標：平等・発展・平和）  ・第１回世界女性会議開催（メキシコシティ）  ・「世界行動計画」採択 | ・婦人問題企画推進本部を設置  ・婦人問題企画推進本部会議開催 |  |  |
| １９７６年  （昭和５１年） | ・「国連婦人の十年」開始(1976年～1985年） |  | ・労働部労働福祉課に女性問題担当窓口を設置 |  |
| １９７７年  （昭和５２年） |  | ・「国内行動計画」策定 | ・「大阪府婦人問題推進会議」設置 |  |
| １９７９年  （昭和５４年） | ・(第34回国連総会）「女子差別撤廃条約」採択 |  | ・「大阪府婦人問題企画推進本部」設置 |  |
| １９８０年  （昭和５５年） | ・第２回世界女性会議開催（コペンハーゲン）  ・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択 |  | ・企画部府民文化室に婦人政策係を設置  ・審議会等への女性委員の登用目標率を10％に設定 |  |
| １９８１年  （昭和５６年） |  | ・「国内行動計画後期重点目標」策定 | ・「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」策定 |  |
| １９８２年  （昭和５７年） |  |  | ・企画部に「婦人政策室」を設置 |  |
| １９８３年  （昭和５８年） |  |  |  |  |
| １９８４年  （昭和５９年） | ・｢国連婦人の十年ＥＳＣＡＰ地域政府間準備会議｣開催 |  |  |  |
| １９８５年  （昭和６０年） | ・第３回世界女性会議開催  ・(西暦2000年に向けての）「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 | ・国籍法の改正（父母両血統主義の採用、配偶者の帰化条件の男女同一化）  ・「男女雇用機会均等法」公布  ・「女子差別撤廃条約」批准 |  |  |
| １９８６年  （昭和６１年） |  | ・「男女雇用機会均等法」施行  ・婦人問題企画推進有識者会議開催 | ・「21世紀をめざす大阪府女性プラン」(第２期行動計画)策定  ・「大阪府女性問題懇話会」設置 |  |
| １９８７年  （昭和６２年） |  | ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 | ・婦人政策課を企画部から生活文化部に移管 |  |

|  | 世界の動き | 国の動き | 大阪府の動き | 岬町の動き |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| １９８８年  （昭和６３年） |  | ・女子差別撤廃条約実施状況第１回報告提出 | ・審議会等への女性委員の登用目標率を20％に改訂 |  |
| １９９０年  （平成２年） | ・国連婦人の地位委員会拡大会議  ・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第１回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 |  |  |  |
| １９９１年  （平成３年） |  | ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」改訂（第１次改訂）  ・「育児休業法」公布 | ・｢大阪府婦人問題企画推進本部｣を｢大阪府女性政策企画推進本部｣に改称  ・｢男女協働社会の実現をめざす大阪府第３期行動計画｣策定  ・審議会等への女性委員の登用目標率を25％に改訂  ・｢大阪府女性基金｣設置 |  |
| １９９２年  （平成４年） |  | ・「育児休業法」施行 | ・｢婦人政策課｣を｢女性政策課｣に改称  ・｢大阪府女子労働対策推進計画｣策定 |  |
| １９９３年  （平成５年） |  | ・「短時間労働者の雇用管理の改善に関する法律」（パートタイム労働法）施行  ・「男女共同参画社会づくりに関する推進体制の整備について」決定 | ・｢男女協働社会の実現をめざす表現の手引き｣作成 | ●｢総務部人権推進室」を女性問題担当窓口とする  ●｢女性問題についての町民意識調査」実施 |
| １９９４年  （平成６年） | ・｢開発と女性｣に関する第２回アジア・太平洋大臣会議  ・「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択  ・国際人口・開発会議で「行動計画」を採択 | ・男女共同参画室設置  ・男女共同参画審議会設置（政令）  ・男女共同参画推進本部設置  ・女子差別撤廃条約実施状況第２回・３回報告提出 | ・「大阪府女性基金プリムラ賞」創設  ・「大阪府女性基金運営懇談会」設置  ・「(財)大阪府男女協働社会づくり」財団設立  ・府立婦人会館閉館  ・ドーンセンター(大阪府立女性総合センター)開館 | ●女性問題啓発冊子『ミズCAPE』を創刊 （以後毎年発行） |
| １９９５年  （平成７年） | ・第４回世界女性会議－平等、開発、平和のための行動－を開催(北京)  ・｢北京宣言及び行動綱領｣採択 | ・「育児休業法」改正（介護休業制度の法制化） | ・男女協働社会の実現をめざす府民意識調査結果報告  ・女性友好のつばさ実施(女性ＮＧＯフォーラム北京95派遣) |  |

|  | 世界の動き | 国の動き | 大阪府の動き | 岬町の動き |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| １９９６年  （平成８年） |  | ・男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」答申  ・「男女共同参画2000年プラン」策定 | ・大阪女子大学に女性学研究センター開設  ・大阪府女性問題懇話会｢女と男のジャンプ・プラン見直しに向けての提言｣提出 |  |
| １９９７年  （平成９年） |  | ・男女共同参画審議会設置（法律）  ・「男女雇用機会均等法」改正  ・「介護保険法」公布 | ・｢男女協働社会の実現をめざす大阪府第３期行動計画(改訂)｣策定  ・｢審議会等への女性委員の登用推進要綱｣策定 | ●｢総務部人権推進室」に改称 |
| １９９８年  （平成１０年） |  | ・男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法－男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり－」答申 | ・｢女性政策課｣を｢男女協働社会づくり課｣に改称  ・｢大阪府男女協働社会づくり審議会｣設置  ・｢大阪府女性団体会議｣を廃止し、｢大阪府男女協働推進連絡会議｣設置  ・｢大阪府女性労働対策推進計画｣策定 |  |
| １９９９年  （平成１１年） | ・ＥＳＣＡＰハイレベル政府間会議開催 | ・「男女共同参画社会基本法」公布、施行  ・「食料・農業・農村基本法」公布、施行 | ・｢男女協働社会の実現をめざす府民意識調査｣発表 | ●｢泉州地域男女共同参画社会づくり協議会」  で男女共同参画に関する冊子を発行  （以降毎年発行）  ●｢男女平等に関する職員意識調査」実施 |
| ２０００年  （平成１２年） | ・国連特別総会 「女性2000年会議」（ニューヨーク） | ・男女共同参画審議会「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申  ・「国の審議会等における女性委員の登用について」決定  ・男女共同参画審議会「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方－21世紀の最重要課題－」答申  ・「男女共同参画基本計画」閣議決定  ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 | ・大阪府｢女性に対する暴力｣対策会議設置 |  |

|  | 世界の動き | 国の動き | 大阪府の動き | 岬町の動き |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ２００１年  （平成１３年） |  | ・男女共同参画会議設置  ・男女共同参画局設置  ・｢配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行  ・「女性国家公務員の採用・登用等の促進について」決定  ・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定  ・「育児休業法」改正（対象となる子の年齢の引き上げ等） | ・大阪府男女協働社会づくり審議会｢21世紀を展望した男女共同参画社会の実現に向けての総合的なビジョン｣答申  ・｢男女協働社会づくり課｣を｢男女共同参画課｣に改称  ・｢大阪府男女共同参画計画(おおさか男女共同参画プラン)｣策定  ・｢大阪府女性政策企画推進本部｣を｢大阪府男女共同参画推進本部｣に改称 | ●｢岬町男女共同参画推進本部」設置 |
| ２００２年  （平成１４年） |  | ・アフガニスタンの女性支援に関する懇談会設置 | ・「大阪府男女共同参画推進条例」公布・施行  ・「大阪府男女共同参画施策苦情処理制度」開始 | ●｢職場をジェンダー・フリーに〜職員意識調査」実施  ●｢男女共同参画に関する町民意識調査」実施  ●｢岬町男女共同参画推進懇話会」設置  ●同懇話会より岬町男女共同参画プラン策定に向けて「岬町男女共同参画ビジョン」提言  ●機関誌『らしく』 発刊 |
| ２００３年  （平成１５年） |  | ・女子差別撤廃条約実施状況第４回・５回報告提出  ・「次世代育成支援対策推進法」公布、施行  ・「少子化社会対策基本法」公布、施行  ・「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定  ・「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」公布 | ・｢男女いきいき・大阪元気宣言事業者顕彰制度｣創設  ・｢財団法人男女協働社会づくり財団｣を｢財団法人男女共同参画推進財団｣に名称変更 | ●｢岬町男女共同参画プラン」策定  ●｢みさきウイッシュ講座」開催  （以降毎年実施） |
| ２００４年  （平成１６年） |  | ・「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定  ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正及び同法に基づく基本方針の策定 | ・㈶大阪府男女共同参画推進財団が「新・10年プラン～創造から成熟の10年へー男女共同参画社会をめざして～」策定 | ●｢秘書政策室人権推進係」に改称 |

|  | 世界の動き | 国の動き | 大阪府の動き | 岬町の動き |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ２００５年  （平成１７年） | ・第49回国連婦人の地位委員会／（北京＋10）世界閣僚級会合（ニューヨーク） | ・男女共同参画会議「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について」答申  ・男女共同参画会議「男女共同参画基本計画の変更について」答申  ・「第２次男女共同参画基本計画」閣議決定  ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 | ・「大阪府次世代育成支援行動計画(こども・未来プラン)」策定  ・「大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議」設置  ・「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 | ●｢総務部人権推進課」に改称 |
| ２００６年  （平成１８年） |  | ・「男女雇用機会均等法」改正  ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改訂  ・「国の審議会等における女性委員の登用について」男女共同参画推進本部決定  ・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 | ・「大阪府男女共同参画計画（おおさか男女共同参画プラン）（改訂版）」策定  ・「おおさか男女共同参画促進プラットホーム」設置 | ●｢企画部人権推進課」に改称 |
| ２００７年  （平成１９年） |  | ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正  ・短時間労働者の雇用管理の改善に関する法律」（パートタイム労働法）改正  ・｢子どもと家族を応援する日本」重点戦略とりまとめ  ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 | ・「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援ネットワーク」設置 |  |
| ２００８年  （平成２０年） | ・国連総会に「性的指向・性自認に関する声明」提出される | ・「次世代育成支援対策推進法」改正  ・女子差別撤廃条約実施状況第６回報告提出  ・「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 | ・「企業で働く女性のためのロールモデルバンク事業」創設 |  |
| ２００９年  （平成２１年） |  | ・育児・介護休業法改正  ・男女共同参画会議「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女について」公表 | ・「大阪府立女性総合センター（ドーンセンター）」を「大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）」に改称  ・「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」改訂 |  |

|  | 世界の動き | 国の動き | | 大阪府の動き | | 岬町の動き |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ２０１０年  （平成２２年） | ・第５４回国連婦人の地位委員会／｢北京＋15｣記念会合 | ・｢第３次男女共同参画基本計画｣閣議決定 | |  | |  |
| ２０１１年  （平成２３年） | ・ＵＮ Ｗｏｍｅｎ正式発足  ・第４回東アジア男女共同参画担当大臣会合 |  | | ・「おおさか男女共同参画プラン（2011-2015）」策定 | | ●｢総務企画部人権推進課」に改称 |
| ２０１２年  （平成２４年） | ・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 | ・「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」施行  ・「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画策定 | | ・「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（2012-2016）」策定 | | ●｢総務部人権推進課」に改称  ●｢男女共同参画社会実現に向けての町民意識調査」実施  ●｢第２次岬町男女共同参画プラン」策定 |
| ２０１３年  （平成２５年） |  | ・若者・女性活躍推進フォーラムの提言  ・｢配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律｣の改正及び同法に基づく基本方針の策定 | |  | |  |
| ２０１４年  （平成２６年） |  | ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正 | | ・「男女共同参画に係る府民意識調査」実施 | |  |
| ２０１５年  （平成２７年） | ・第59回国連婦人の地位委員会／「北京＋20」記念会合 | ・｢女性の職業生活における活躍の推進に関する法律｣施行(一般・事業主行動計画の策定及び公表等)  ・｢第４次男女共同参画基本計画｣閣議決定 | | ・大阪府男女共同参画審議会「大阪府における新たな男女共同参画の策定に関する基本的な考え方について」答申 | |  |
| ２０１６年  （平成２８年） |  | ・育児・介護休業法等改正（介護休暇・子の看護休暇の取得単位の柔軟化、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大、妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務等）  ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）施行  ・女子差別撤廃条約実施状況報告審議（第７回・第８回） | ・「おおさか男女共同参画プラン（2016-2020）」策定 | |  | |
| ２０１７年  （平成２９年） |  | ・「育児・介護休業法」改正 | ・「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画2017-2021）」策定 | |  | |
| ２０１８年  （平成３０年） |  | ・政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の公布・施行 |  | |  | |

|  | 世界の動き | 国の動き | | 大阪府の動き | | 岬町の動き |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ２０１９年  （令和元年） |  | ・「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正  ・女性活躍推進法の一部改正  ・「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」改正 |  | |  | |
| ２０２０年  （令和２年） | ・第64回国連婦人の地位委員会「北京＋25」開催 | ・性暴力対策強化方針  ・｢第５次男女共同参画基本計画｣閣議決定 |  | |  | |
| ２０２１年  （令和３年） |  |  | ・「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」策定 | |  | |
| ２０２２年  （令和４年） |  | ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」成立  ・「ストーカー行為等の規則等に関する法律」一部改正  ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」一部改正 |  | | ●｢男女共同参画社会実現に向けての町民意識調査」実施 | |
| ２０２３年  （令和５年） |  |  |  | | ●｢第３次岬町男女共同参画プラン」策定 | |

４　岬町男女共同参画推進条例

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を基本にした国際社会の動きと連動しつつ、男女平等の実現に向けて様々な取組が着実に進められ、男女共同参画社会の実現を推進するための「男女共同参画社会基本法」（平成１１年法律第７８号）が制定されている。

一方、少子高齢化の進展や社会経済情勢の変化に対応していく上で、男女が、お互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

岬町では、平成１５年３月に「岬町男女共同参画プラン」を策定し、様々な施策を推進してきたが、社会のあらゆる分野において性別による固定的役割分担や社会慣行は依然として根強く残っており、仕事と家庭の両立、女性に対する暴力の防止など男女共同参画社会の実現のためには、なお一層の努力が必要とされている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を、まちの将来像を決定する最重要課題として位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向性を示し、将来に向かって男女共同参画社会の形成に関する取組を町、町民、教育関係者及び事業者が一体となって総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

（目的）

第１条　この条例は、本町における男女共同参画社会の形成に関する基本理念を定め、町、町民（本町の区域内に通勤し、又は通学する者を含む。以下同じ。）、教育関係者（学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育に携わる者をいう。以下同じ。）及び事業者（本町の区域内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。以下同じ。）の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する基本的な事項を定めることにより、男女共同参画の推進を総合的かつ計画的に行い、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　男女共同参画社会の形成　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

⑵　積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

⑶　セクシュアル・ハラスメント　職場、学校、地域等の社会的関係において、相手の意に反した性的な言動をすることによりその者の生活環境等を害し、又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

⑷　ドメスティック・バイオレンス　配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）又は配偶者であった者その他これに準ずる親密な関係にある者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

⑸　パワー・ハラスメント　同じ職場内で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的及び身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう。

（基本理念）

第３条　男女共同参画社会の形成は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

⑴　男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的又は間接的に性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

⑵　性別による固定的な役割分担等に基づく制度又は慣行が改善され、男女が社会における活動に制限を受けることなく参画し、多様な生き方が自由に選択できること。

⑶　町における政策又は事業者その他民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が平等に参画する機会が確保されること。

⑷　家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、ともに家事、育児、介護等の家庭生活における活動を協力して担うとともに、職場、学校、地域その他の社会生活における活動に参画し、両立できること。

⑸　男女がお互いに身体的な特徴について理解を深め、健康の保持を図り、生涯にわたる性と生殖に関する事項について、自らが決定する権利が尊重されること。

⑹　男女間におけるあらゆる暴力は人権の侵害にあたることから、あらゆる暴力が根絶されること。

（町の責務）

第４条　町は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「推進施策」という。）を総合的に策定し、実施する責務を有する。

２　町は、男女共同参画を推進するため、あらゆる施策の策定と実施において、男女共同参画社会の実現に配慮しなければならない。

３　町は、男女共同参画の推進に関し、国、府及び他の地方自治体と連携を図るとともに、推進施策の実施にあたっては、町民、教育関係者及び事業者（以下「町民等」という。）と協働して取り組むものとする。

（町民の責務）

第５条　町民は、基本理念に基づき、社会のあらゆる分野において積極的に男女共同参画の推進に努めるとともに、町が実施する推進施策に協力するよう努めるものとする。

（教育関係者の責務）

第６条　教育関係者は、基本理念に基づき、教育を行うにあたり、男女共同参画の推進に配慮するとともに、町が実施する推進施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第７条　事業者は、基本理念に基づき、事業活動を行うにあたり、積極的に男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、男女が職場における活動と家庭生活における活動等とを両立することができる環境の整備に努めるものとする。

２　事業者は、町が実施する推進施策に協力するよう努めるものとする。

（性別等による権利侵害の禁止）

第８条　すべての人は、社会のあらゆる分野において、直接的であるか又は間接的であるかを問わず性別を理由とする権利侵害及び差別的取扱いを行ってはならない。

２　すべての人は、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

３　すべての人は、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

４　すべての人は、パワー・ハラスメントを行ってはならない。

（公衆に表示する情報に関する配慮）

第９条　すべての人は、**公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担を助長する表現、異性に対する暴力的行為を助長する表現その他人権を侵害する性的な表現を行わないよう努めなければならない。**

（岬町男女共同参画プランの策定）

第１０条　町長は、推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、岬町男女共同参画プランを定めなければならない。

２　町長は、岬町男女共同参画プランを策定するにあたり、第１９条に規定する岬町男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、町民等の意見を反映させなければならない。

３　町長は、岬町男女共同参画プランを策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

４　前２項の規定は、岬町男女共同参画プランの変更について準用する。

５　岬町男女共同参画プランは、男女共同参画社会基本法第１４条第３項の規定による市町村男女共同参画計画とする。

（施策の策定にあたっての配慮）

第１１条　町は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するにあたっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

（附属機関等における委員の構成）

第１２条　町は、その設置する附属機関その他これに準ずるものの委員その他の構成員の任命又は委嘱にあたっては、男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の１０分の４未満にならないよう努めなければならない。

（町民等の理解を深めるための措置）

第１３条　町は、男女共同参画の推進について町民等の理解を深めるため、広報活動、意識の啓発、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（積極的改善措置）

第１４条　町は、男女共同参画の推進のため、町民等と協力して積極的改善措置を講じ、男女共同参画社会の実現に努めるものとする。

（推進体制の整備）

第１５条　町は、推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

（調査研究）

第１６条　町は、推進施策の策定及び実施に関し必要な事項について調査研究を行うとともに、その成果を推進施策に反映させるものとする。

（被害者支援）

第１７条　町は、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス及びパワー・ハラスメント等あらゆる性別に起因する人権侵害を防止する施策を講じるとともに、これらの被害を受けた者に対し、安全と安心を最優先して関係機関との連携を図り、相談及び各種制度の斡旋、自立に向けた情報提供等の必要な措置を講ずるものとする。

２　町は、配偶者等からの暴力を受けた被害者からの申出により、被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族をいう。）の緊急一時保護に努めるものとする。

（苦情等及び相談の申出）

第１８条　町民等は、町が実施する推進施策のうち、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められるものについて苦情又は意見（以下「苦情等」という。）があるときは、その旨を町長に申し出ることができる。

２　前項の規定による苦情等の申出があったときは、町長は、男女共同参画社会の実現に資するように適切に対応し、これを処理するものとする。

３　町民等は、男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合は、町長に対し、相談の申出をすることができる。この場合において、町長は、当該相談の申出に対し関係機関と連携し、これを適切に処理するものとする。

（男女共同参画審議会）

第１９条　本町に岬町男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

２　審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

⑴　岬町男女共同参画プランに関し、第１０条第２項（同条第４項において準用する場合も含む。）に規定する事項を処理すること。

⑵　前号に掲げるもののほか、町長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議すること。

３　前２項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第２０条　この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

　（施行期日）

１　この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

　（経過措置）

２　この条例の施行の際に現に策定されている男女共同参画社会の推進に関する計画であって、男女共同参画計画に相当するものは、第１０条（第４項を除く。）の規定により

策定され、及び公表されたものとみなす。

（非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

３　非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３９年岬町条例第８号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 岬町個人情報保護審査会 | 会長 | 〃 | ７，０００円 |
| 委員 | 〃 | ６，５００円 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　」を

「

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 岬町個人情報保護審査会 | 会長 | 〃 | ７，０００円 |
| 委員 | 〃 | ６，５００円 |
| 岬町男女共同参画審議会 | 会長 | 〃 | ７，０００円 |
| 委員 | 〃 | ６，５００円 |

」に改める。

５　岬町男女共同参画推進条例施行規則

平成２５年岬町規則第３号

　（趣旨）

第１条　この規則は、岬町男女共同参画推進条例（平成２５年岬町条例第１号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

　（苦情等の申出）

第２条　条例第１８条の苦情等及び相談の申出（以下「苦情等」という。）の申出をしようとする者は、苦情等申出書（様式第１号）を町長に提出しなければならない。ただし、町長が当該申出書の提出ができない特別の理由があると認めるときは、口頭で行うことができる。

２　町長は、前項ただし書の口頭による苦情等の申出があったときは、その内容を聴取し、書面に記録するものとする。

３　町長は、第１項の苦情等を処理したときは、その結果を苦情等処理通知書（様式第２号）により当該申出者に対し、速やかに通知するものとする。

（苦情を処理しない事項）

第３条　町長は、苦情等の申出が次の各号のいずれかに該当する事項である場合は、処理しないものとする。

（１）判決、裁決等により確定した事項

（２）裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申し立ての審理中の事案に関する事項

（３）雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和４７年法律第１１３号）第１７条の紛争の解決の援助の対象となる事項

（４）議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項

（５）苦情等の申出に係る処理の結果に関する事項

（６）前各号に掲げるもののほか、町長が苦情を処理することが適当でないと認める事項

２　町長は、男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合に係る申出が当該申出に係る人権侵害があった日から１年を経過した日以降になされたときは、処理しないものとする。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

３　町長は、第１項及び前項本文の規定に該当する場合においては、申出について処理しない旨及びその理由を、当該申出をした者に対し、苦情等の申出に係る通知書（様式第３号）により通知するものとする。

（審議会の組織等）

第４条　条例第１９条に規定する岬町男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）は、委員１０人以内で組織する。

２　審議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

（１）学識経験を有する者

（２）関係団体を代表する者

（３）公募により選出する者

（４）その他町長が必要と認める者

（任期）

第５条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間と

する。

２　委員は再任することができる。

３　第１項の規定にかかわらず、委員のうち職によって委嘱された委員が当該職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

（会長及び副会長）

第６条　審議会に会長及び副会長各１人を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第７条　審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

３　審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　会長は、必要があると認めるときは、審議会に関係者及び関係職員の出席を求めることができる。

（秘密の保持）

第８条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第９条　条例第１８条の苦情等及び相談の申出の受付及び審議会の庶務は、男女共同参画業務担当課において処理する。

（雑則）

第１０条　第３条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

　（経過措置）

２　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）後、第４条第２項の規定により最初に委嘱される委員は、同項の規定にかかわらず、岬町男女共同参画推進懇話会設置要綱（平成２４年岬町要綱２０号）により委嘱された委員をもって充て、その任期は、平成２６年３月３１日とする。

３　施行日後に開かれる第７条の会議は、同条第１項の規定にかかわらず、町長が招集し、第６条の規定により会長が互選されるまでの間は、その議長となる。

６　男女共同参画社会基本法

平成11年６月23日施行

（平成11年法律第78号）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第１章 総則

（目的）

第１条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第２条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　男女共同参画社会の形成　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二　積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第３条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第４条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第５条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第６条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第７条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第８条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第９条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

２ 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第２章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

２ 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３ 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

４ 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

５ 前２項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

２ 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３ 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

４ 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処埋等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第３章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　男女共同参画基本計画に関し、第13条第３項に規定する事項を処理すること。

二　前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三　前２号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四　政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

（議長）

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

２ 議長は、会務を総理する。

（議員）

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一　内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二　男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

２ 前項第２号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の５未満であってはならない。

３ 第１項第２号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の４未満であってはならない。

４ 第１項第２号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第26条 前条第１項第２号の議員の任期は、２年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

２ 前条第１項第２号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

２ 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則　抄

（施行期日）

第１条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第２条 男女共同参画審議会設置法（平成９年法律第７号）は、廃止する。

［後略］

７　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

（平成13年法律第31号）

最終改正：令和４年６月17日法律第68号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章　総則

（定義）

第一条　この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

２　この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

３　この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二　基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二　内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

２　基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三　その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

３　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

４　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三　都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

２　都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三　その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

３　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

４　都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

５　主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章　配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条　都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

２　市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

３　配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一　被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二　被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三　被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四　被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五　第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六　被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

４　前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

５　配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条　婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条　都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章　被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条　配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

２　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

３　刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

４　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条　配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条　警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二　警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条　配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二　前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章　保護命令

（保護命令）

第十条　被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一　命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二　命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

２　前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一　面会を要求すること。

二　その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三　著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四　電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五　緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六　汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七　その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八　その性的心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

３　第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

４　第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

５　前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条　前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

２　前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一　申立人の住所又は居所の所在地

二　当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条　第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一　配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二　配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三　第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四　第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五　配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ　当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ　相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ　相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ　相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

２　前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条　裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条　保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

２　申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

３　裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条　保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

２　保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

３　保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

４　保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

５　保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条　保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

２　前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

３　即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

４　前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

５　前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

６　抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

７　前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

８　前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条　保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

２　前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

３　第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条　第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

２　前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条　保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条　法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条　この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条　この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章　雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条　配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

２　国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条　都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一　第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二　第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三　第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四　第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

２　市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条　国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

２　国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一　都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二　市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二　補則

（この法律の準用）

第二十八条の二　第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 第二条 | 被害者 | 被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。） |
| 第六条第一項 | 配偶者又は配偶者であった者 | 同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者 |
| 第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項 | 配偶者 | 第二十八条の二に規定する関係にある相手 |
| 第十条第一項 | 離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合 | 第二十八条の二に規定する関係を解消した場合 |

第六章　罰則

第二十九条　保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条　第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条　この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附　則　（平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

２　旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条　新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附　則　（平成一九年七月一一日法律第一一三号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附　則　（平成二五年七月三日法律第七二号）　抄

（施行期日）

１　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附　則　（平成二六年四月二三日法律第二八号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　略

二　第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定　平成二十六年十月一日

附　則　（令和元年六月二六日法律第四六号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定　公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条　前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条　政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

２　政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則　（令和四年五月二五日法律第五二号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定　公布の日

（政令への委任）

第三十八条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（令和四年六月一七日法律第六八号）　抄

（施行期日）

１　この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から

施行する。

一　第五百九条の規定　公布の日。

|  |
| --- |
| 第３次岬町男女共同参画プラン |
| 令和５年　月 |
| 編集：岬町　総務部　人権推進課  〒599-0392　大阪府泉南郡岬町深日2000番地の１  電話：072-492-2773  ＨＰ：http://www.town.misaki.osaka.jp/ |